

附録トシテ前巻總目錄ヲ添付セリ

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
大正十年五月二十日發行(毎月一回廿日發行)

目 要

- 典獄會議中の重要問題……………典 獄 有 馬 四 郎 助
- 現代思潮に就て……………東洋大學 教 授 高 島 平 三 郎
- 環境の研究……………文 學 士 佐 々 木 英 夫
- 少年の日記帳から……………分 監 長 兒 島 三 郎
- 監獄改良論……………教 誨 師 田 中 秀 寶

監獄協會雜誌

第參拾四卷
第五號

前東京地方裁判所判事 北島良吉著

法窓隨筆

上製クロース
四六判二百二十頁
定價金壹圓

法曹界の真相、司法官の心理は舉げて本書の中に展開描寫せらる。然らばその真相やいかに、その心理やいかに請ふ、本書の閱讀によつて知悉せられよ。

第三版

第一編「一年有半」——(司法官試補修習時代)

新田屋の筆——難い裁判決案——獨身クラブ員——裁決如流——檢事代理の論告——官海游泳術——探偵苦心談等

第二編「淺學下聞集」——(皮肉洒脫の社會觀)

一寸八分——活動寫眞——大白主義——獨酌の法理等

第三編「常食養成誌」——(一流の食通料理觀)

上の卷——中の卷——下の卷

第四編「三年不鳴」——(陪席判事時代)

二回試験——飛行命令——役人臭——陪席論——名刺代理——無罪判事——明菓狙等

發行所 東京市四谷區愛住町二番地

東京市四谷區愛住町二番地
電話四〇〇八番 振替東京七九八三

第參拾四卷第五號目次

論 說

少年受刑者處遇問題……………與 有馬四郎助……………(一)

感化教育と醫學との關係……………監獄醫 藤本慶太郎……………(二〇)

情願に就て……………碧 川 生……………(二四)

講 演

現代思潮に就て……………東洋大學教授 高島平三郎……………(二七)

世 論 一 畫……………(二七)

研 究

還境の研究……………文學士 佐々木英夫……………(三〇)

受刑者よりの反響……………教諭師 河野東籬……………(三三)

指紋法の研究……………司法省指紋部 藤井藤藏……………(三七)

資 料

少年の日記帳から……………岩園分監長 兒島三郎……………(四〇)

T 囚人の告白……………K T 生……………(五)

雜俎

監獄改良論…………… 教誨師 田中秀實……………(五)
聽診器を手にして…………… 監獄醫 石崎貧樂……………(五)
東聞西聽誌…………… 南 山 生……………(六)

統計

大正十年二月中出入監人員數其他……………(三)
昔の千住御殿今の小菅監獄……………(三)
美的觀念の教養…………… 小 菅 尾 原 靜 乘……………(六)
山中峰太郎君と野依秀一君と山田憲君…………… 勝 岡 廓 善……………(七)

談話室

この頃の世の中…………… 刑事局長 豊 島 直 通……………(七)
典 報…………… 典獄會議の狀況其他
會 報…………… 監獄協會總會其他
叙 任…………… 叙勳七等看守山村京一等

監獄協會雜誌 第三十四卷第五號

論 說

典獄會議中の重要問題

(少年受刑者處遇問題)

典 獄 有 馬 四 郎 助

今回の典獄會議に附されたる諮問事項は、僅々八ヶ條に過ぎなかつたけれども、何れも時勢に鑑みられたる緊切の案件であつて、其數の少きに拘はらず量に於ては甚だ輕からざる、極めて關係の深い、從て持ち來す所の結果も、亦た重大のもののみであつたと云つてよい。是れに對する各典獄の審議も頗る眞面目であつて充分に考慮する所あつた爲めに、其答申が當路者の參考資料となつたことは蓋し尠くはなからう。のみならず討議中各自意見の交換によりて、互に相開發せられたる冥々裡の利益は如何計りであらうか。而して之れが直接間接に、銘々の主管事務の上に新生命を拓く所の、必要缺く可らざる要素となる點より稽ふれば、這般の會議が獄務刷新の爲めに極めて必要であり、且つ意義深きものであることを認めなければならぬ。然るに諮問事項中でも少年受刑者處遇法に至つては別けても重要であり、且つ目下の處刷新上一日を緩ぶす可からざる、必要が迫つてゐる案件である所より、特に本件に就ては經驗ある典獄中より委員を擧げ、之

に附託して先づ審査考究を積ましめ、而して本會議は其報告を俟つて更に討議し、以て答申に代へたのであつたが、果して當局之を採用するや否、又た採用する意ありとしても如何なる程度にあるか、或は答申案の全部が將一部か、それ共又他に新案あるか、吾人の推定よりすれば當局は必ずこの答申案以上に、進歩したる成案を有し思ひ切つたる改革を、此世界的な大勢になつてゐる少年犯罪者處遇法に加へずば置くまいと思ふのである。今日の如き氣運に向つてゐるにも拘はらず、尙ほ之に没交渉で依然として舊來の消極的なる、必罰主義、形式主義、無理理想主義に囚はれる如き甚しき時代錯誤は今日の當局者に到底有り得可しとも信ぜられないのである。

刑事政策上の緊急問題は謂ふ迄もなく此少年犯罪者處遇問題ではあるが、寧ろ今日は人道問題社會問題若くは國家問題として、緊急視せらるゝに至つたと云つてもよい、即ち境遇の產物たる可憐の少年を救濟せざるは非常なる不人道的であり、又た共同生活を脅かす要少年を取締らざるは大なる反社會的であり、而して又た少年犯罪者を教養感化せざるは甚しき非愛國であるからである、斯の如く少年犯罪者の處遇問題は何れより見るも關係の廣いものであるが故に、文明諸國にては本問題に對する調査研究も非常に進み、之が爲めに處遇法の改善されたるを眞に驚く可きものあるを知らねばならぬ、左なきだに一般少年の保護教育問題が、今や世界に於て如何に研究せられ、如何に取扱はれつゝあるかは、是れ實に登目に價する現下の大事である。要は如何なる境遇にある少年と雖、之に對する取扱方としては總て保護教育の主義に則り、其範圍を脱す可らざるものとするは、文明諸國の通論であつて、而かも相競ふて、唯だ其及ばざらんことを是れ悞るの有様である。

吾人はこの一般少年の保護教育問題(少年犯罪者も無論其中にあり)に對する、世界の風潮に向つて決して

盲目であつてはならない。先づ國家問題と云ふ大局より眺めて當さに斯くある可きが當然ではないか、就中少年犯罪者に對し唯だ舊來の、刑罰の爲めの刑罰、峻嚴の爲めの峻嚴と云ふが如き、單純なる考に止りて更に何の爲めの刑罰か、何の爲めの峻嚴かに思ひ至らず。換言すれば少年其者の救濟を無視したる反教育主義の處遇では、所謂是れ角を矯めんとして牛を殺すものであつて、短見極まる無謀の政策と謂はざるを得ない。是に於て平從來の低近なる刑罰主義を捨て、高遠なる刑罰主義を執り以て教育的手段に則るは、事理正に然る可き所、斯くてこそ時代の趨嚮に順應して世界の思潮にも後れざる所以、又た斯くてこそ國礎を固ふする所以でもある。唯だ之に就て一の杞憂は教育主義も可ならざるに非らざれども、併し乍らそれにては徒らに寛大に失し放漫に流れ、刑罰の本質たる痛苦を滅殺せしめるに至るであらう、而して犯罪は之を再びすべからずと云ふ懲苦の印象を與へぬのみか、他の之に倣はんとする者を警戒する能はざるを如何せんと云ふのである、實に此杞憂は獨り俗人間に之を抱くに止まらず、道に當る者すら時に或は其仲間より脱し能はざる場合がないではない、然し乍ら到底是れ杞憂たるを免がれないので、事實決して左様のものでないことは既に實驗の證明する所亦た學理も是を肯定し内外の識者も皆な承認する所である。若し夫れ實驗學理共に斯の如きに拘はらず、理論上何等の根據なくして唯だ徒らに教育主義を毛嫌ひし我之を愛好せぬ故に排すと云ふが如き、感傷的主張に向つては吾人如何に之に答ふべき乎を知らないのである。

吾人は少年犯罪者に對する行刑は、何處々々迄も教育主義ならざる可らずと云ふ見地に立ちて、諮問事項中の最重要問題たる

「少年受刑者の取扱に關する一般的規程殊に特設少年監に施行すべき一般的處遇法を定むるに付必要缺く可らざる事項如何」

一 一 對する特別委員の調査に係る答申案を批評し、併せて吾人の主張のある所をも明かにしたい、今便宜の爲め左に其答申案の全文を掲げる。

答 申 案

一 少年受刑者取扱に關する件

右に就き委員會に於ける多大の意見左の通り

- (一) 階級處遇規定は期間制に依るを便利とすること、但少數としては採點法を可とする説あり。
- (二) 階級規程を採用し三類三階級に區別すること。
- (三) 教育は小學校令に準據すること、但高等小學校程度のものには補習教育を施行すること。
- (四) 學科は或時間、體操は一時間乃至或時間とすること、尙ほ學科の外園藝手工を一週或時間教授すること。
- (五) 監獄法第廿四條の趣旨を達成する爲め作業は官司業に依り業種を擴張し授業手を増員及就役費を増加すること。
- (六) 監内に於ける勤務者は出入又は儀式の場合を除く外帶劍を略すること。
- (七) 稱呼番號を廢し男子は姓を女子は名を用ゆること。
- (八) 賞遇者には獨歩を許すことあるべきこと。
- (九) 賞遇者中最良者には操練其他職員勤務の一部を補助せしむること。
- (十) 書信接見の制限を寛大にすること。
- (十一) 但委員中全廢するを可とするの意見あり。
- (十二) 身體の搜檢を省略するを得ること。
- (十三) 食量の分量は特別に規定し現在食量規定中の少量なる部分を引上ること。
- (十四) 作業賞與金は各監工錢計算高の率を一定すること。
- (十五) 監獄醫教師に適任者を撰擧し奏任待遇とすること。
- (十六) 父母及之に準すべき寫眞を携帶せしむること。
- (十七) 上級者には房内に繪圖花卉を飾ること。
- (十八) 上級者には閉房時限より就寝時限迄の間施設を爲さること。

(十八) 個性調査標準並に統計機式を一定し中央集計とすること。

(十九) 行刑の資料の事項は執行檢事に於て司獄官に送付すること。

(二十) 判決書は必ず謄本に限ること。

(二十一) 外役等に職額を用ひざること。

以 上

一より二十一迄の條項は何れも時代に適合せざる舊來の規程を改めて、教育主義を採用するに便ならしめんとするものにて、今後の刷新は有形無形を問はず之に由つて必ず期待し得らるべしと信じ、吾人は大體に於て其進歩的なるを見て喜悅の情難禁ものがある。流石に多年の實驗を積まれたる人々の手に由つて成れる立案に對しては敬意を拂ふに躊躇する者はなからう、若し此案にして實施せらるゝの曉に至らば、従前に比し如何計り敏腕を振はれるに便利であらうか、而して其効果の多大なるものあるべきは今より期して待つべしであらう。少くも彼可憐の少年は入學前よりはより以上惡化せらるゝ等の虞れなきは疑を要せざる所である。然れども折角の新法令も執法者其人の心其處に存せねば、死法となりて唯だ形骸のみが残るので、恐るべく憂ふべきは全く此に存するのである、進歩したる法令は進歩したる人でなければ、到底運用は出來るものでない、吾人は斯かる立案の答申を見るに及んで、彌々益々執法者養成の必要を痛感せざるを得ない。

大體に於て答申案が進歩的であることは以上述べた通りであるが、斯く迄改良の着眼點を有し乍ら委員は何故左に擧ぐる四ヶの要點を見逃したものであらうか、有意か無意かは測知する所でないが、何れにしても残念に思ふ點は茲に存する。吾人の考に依れば此少年犯罪者に對する處遇をばモット現代的に、保護教育の一部分たらしめんには少くも是等四點の如きは、此際是非共改正實行されねばならぬものかと思ふ、即ち答申案第三項の但書中

「宗教教育に重きを置き」

の十字を加ふると其一である、何せなれば従來の學校教育が全く宗教を度外視し、寧ろ之を侮蔑したる傾向を有したのには掩ふ可らざる事實である、其結果として人は智的に偏し、大切なる敬虔の念を有するが如きは愚夫愚婦の事とし、誦詐巧倖を以て賢者と爲し、相競ふて利に走り道心微にして人心是れ危しとは實に是れ今日の世態人情ではあるまいか、是れ皆な宗教を無視したる現金主義唯物主義無靈魂主義に生活する人心の反映である、今日の瀾濁せる社會の有様は當然の成行にして決して怪むべきで無い、而して世の識者教育家は此に眼覺め來りて再び宗教を無視するが如き愚を爲さざらんやと努力する今日此頃の實況である。然れば少年監の如きは殊に従來の經驗に照らし、此後宗教を育むる一種の情育に重きを置き、相協力して従來の缺陷を補ふべく努力せねばならぬ秋たるを自覺せねばなるまい、尤も宗教教育は從來逆も教誨師が行つてゐる、行つてはゐるが殆んど獨力で行つてゐる、詳言すれば打任せ主義若くは敬遠主義にて少くも同情がない、同情なき努力は多く勞して効なきを常とする、即ち教誨師の從來の位置は如此ものである爲めに、割合に其効の擧がらぬ譯ではあるまいか、兎に角今後は日々の活きた宗教として、總ての行動を支配する心靈上の權威者として神佛を畏れ敬ふの信念を涵養せしめねばならぬ、同時に又淫祠邪神に對する迷信をも打破して正信に向はしむる指導啓蒙の如きも教師其他職員の常に心して然るべき事かと思ふ。次は第四項の末段に

「日曜其他の餘暇を以て遊技競技等の適當なる運動法を指導する事」

運動法の人生に必要なものは今更絮説を要せないけれども、近來に至り殊に盛んになり會社銀行商店工場果ては九尺二間の裏長屋の小僧迄が、寸暇を利用してはボールの種々なる遊技を熱心にやるやうになつた、之れ全く身體の保健上止むを得ざる自然の要求に出でたるものとも云へやう、兎に角心身の教養發育を主と

する場所にては、此一事は輕々に附すべからざる一要件となつたことを知らねばならぬ。故に少年犯罪者に於ては身心の修練上是非共此運動法が一大科目の如く課さるべき必要があらう、何せなれば彼等は其素質に於て不規則的に多くの缺陷を有するからである、要するに運動法は從來の如く徒事に非ずして、大切な要義となつたのである。現に文明諸國の實況は苟くも少年教養の場所には學校と云はず公園と云はず、必ず運動指導者なる者の置かれざる所なく、其爲めに極めて有益に且つ面白く活發に行はれざるなしと云ふに非ずや。我國も近時大に盛況に向ひ學生間は勿論のこと、總ての少年間に流行しつゝあることは寔に良い傾向である。次は第十五の末文に

「尙ほ適當なる娛樂を與ふること」

感化規律に妨げなき限り交談を許すは當然の事で、斯かる事をも答申せねばならぬ程に、従前の取扱上の不合理不自然であつた事が物語られるこそ遺憾である。乍併既に斯かる立案を必要とする以上は、又た娛樂を與ふることの立案を必要とせざる事はない、而して人類と娛樂、是は實に相離る可らざるもので生存條件の一として必要缺く可らざるものである、殊に少年に於ては場所の如何を問はず、娛樂を離れて兒童なしとも云へる心理學者の説は眞理であつて、兒童は娛樂に由て生けると云つて差支はないのである、されば如何に刑罰と雖彼等の生命たる娛樂を奪ふてまでも、單調無趣味なる肅殺たる光景の中に苦めて、是で峻嚴なる行刑の威力を思ひ知らしめたりとは、チト無理かと思はれる。又た彼等は發達盛りである、此發達を妨げざるやう否助長するやうに行刑することを、行刑の行刑たる所以であらうから、此點からも是非相當の娛樂は之を與ふるが行刑官の責任と云はなければならぬ、稍やもすれば娛樂は贅澤のやうにも考へられる、けれども天稟の性情如何共することは出來ざるのみならず、このものが人の生を養ふ大なる効用を爲すものであつ

て、即ち清い娛樂ほど精神的にも身體的にも善き養ひを與ふるものはない。斯かる養ひを得て性情が此に美化すればこそ、僻見邪推等の妄念も除かれ素直の心も起りて、善意的に行刑の威力にも感じ真心の悔悟も亦た此から發するやうになる、この方面より考察すれば娛樂亦た決して徒爾の業に非ずして、意義ある人生の必要事たるを失はないのである。

尙ほ又た行刑上に娛樂の必要なる一大理由がある、と云ふのは刑は素と峻嚴でなければならぬ、即ち刑の本義は別として其本體は峻嚴でなければならぬ、が其爲めに冷酷を生み、冷酷は又た單調を生むのであつて、是は又た附隨する所の一弊害と見ねばなるまい。然るに總て物の單調は生に導かずして死に導くものである如くに、刑も亦た峻嚴の名の下に冷酷と單調が常に其の手足となりて相働くに於いては、不知不識の間に受刑者をして光明に向はしめずして暗黒に、希望に向はしめずして絶望に、而して遂に之を死地に擠さずんば止まざるの危険性を有してゐる、故に此點に就ては執行官に餘程の注意が要る、右様の次第であれば少年受刑者に更に一段の注意の要ることも論を俟たぬ。然らば少年受刑者の行刑上如何にせば寬嚴其宜きを得可き乎、即ち一面に娛樂を與へて其心情を慰め、他の一面に於ては刑の本體たるべき峻嚴と其威力を保持せんとする、頗る難事たるを免がれない、従つて大凡此分界を定め置く必要がある、吾人をして言はしむれば彼少年犯罪者をして其惡行爲に對する自らの責任を常に感せしむるを本義とし、而して之を安却せしめざる限りに於て、或る時は思存分無邪氣なる娛樂運動等を與へて、其心身の發達を壓迫せざるやう快活なる時を持たしめ、又た或時は極めて嚴肅なる謹慎時を守らしめ、若くは流汗淋漓たる勤勉勞働を強行せしむる等、波瀾多き日常行事を課し、斯くて潑刺たる氣分に充たしむると共に、時に或は靜座沈思念佛を念じ親兄弟を憶ひ、以て嚴肅の心を養はしむるなど、其手段方法に至つては千差萬別でなければならぬ。要するに各自の個性を殺さず助めて不自然の處遇を避けて、温情と嚴正宜しきに従つて彼等に臨まば、娛樂と峻嚴何ぞ必ずしも其分界を立つるに苦まぬであらう。最後に第二十二項として加へたきは、

「懲罰中より文書圖書閱讀の禁止を創ること」

賞罰に就ては一般に論議の餘地あるは言ふ迄もない、併し茲には先づ少年者に對する差當の問題として此條項だけを削除することを主張する、而して其理由も亦た簡單である、文書圖書は修養の爲めに閱讀せしむるものであれば、反則する如き不心得者には却て閱讀を勸むるの必要こそあれ、之を禁止するとは甚しき沒條理である、殊に少年者に何の爲すことなく徒らに無聊に苦ましむるは、無意義の至りであつて道徳にも反するからである。

以上は梗概に過ぎないけれども、此緊切なる重要問題が今や決定せられんとする場合に於て、黙々として所懐を陳する所なきは、事に忠なる所以でないと思ひ敢て此に及んだ譯である、兎も角も當局の大勇斷によりて一日も早く、這般の問題が實施を見るに至らば國家の至幸である。(完)

◇ ◇ ◇ ◇ ◇

少年の中に習慣となる事は、終身永續して滅せず
恰も樹皮に文字を刻むが如く、其の長するに従つ
て大となるなり
——スマイルス——

感化教育と醫學の關係

監獄醫 藤本慶太郎

世の中に至難の業と云へば僂指するに遑なき程あらうけれど、就中少年犯罪者不良少年及之に類似したるもの、感化教育程、難事中の難事なるものは殆んどないであらう。近時我國に於て之等少年の教育とか感化事業とか云ふものが、漸く世間一般人士の頭腦に必要であると云ふ事が覺知せられ、斯かる目的の下に其施設が各府縣各地に興るに至りしは、國家の爲めに大に慶賀すべき次第である。然れども我國にあつて此事業の純然たる教育家と精神病學に精通せる醫家と相提携して之に干與するもの少なきは、其事業の進歩發展上に隔靴搔痒の嘆なき能はず。余は多年少年犯罪者を取扱ひ其間深き考察の下に或は檢診し、或は治療し或は臨床上より觀察するに、此事業には第一教育家と醫家と相與かり、對象物たる被感化者各個の身體及精神は如何なる發達を遂げ居るか、如何なる組織的缺陷を有し居るかと云ふ事を科學的に研究し、其狀況を知悉するにあらざれば、如何なる老練の士と雖も到底此事業をして完整せしむること能はざるものと信するのである。

余は爰に學理に照らし實驗に徴し得たるものを私的學究の一として叙述し感化事業に従はる、諸賢の參考に資したいと思ふ。

抑も少年犯罪者不良少年なるものは其本能か常人なるや、將た常人と異なれるかと云ふに、吾人長らく感化教養に従事し居るもの、見地よりするに或一小部分のものは敢て常人と異ならず、従つて教養によりて良

導し得て社會に出し遣るも、何等不良行爲を再び繰返すが如きことなしと雖も、他は殆んど皆常人と異なる所の一種の病的異常性格を具へ、教化の疑はしきものやら教化の困難なるものやら全く教化し能はざるものがあるのである。故に凡てが悉く常人の性格なりと云ふ事を得ず。實に教育學の秦斗「キールホルン」氏は初め病的異常性格者の多きことを信せざりしが、後實地に經驗し其多數なることを是認し又民顯の少年裁判所檢事「ルツプレヒト」氏は少年裁判の經驗よりして、少年犯罪者には比較的多數の病的異常性格者のあることを確認するに至れりと云ふ宜哉。

此處に病的異常性格と云ふのは、廣義の意味に於ける精神異常を云ふのであつて、其中には一般の精神病者白痴痴愚魯鈍は勿論、氣質異常もあれば病的神經質もあり、悖德症もあれば癲癇もあり、神經衰弱もあれば「ヒステリー」もあり、精神低格もあれば低格者の一種である處の對社會的危險性を帯べる變質者もあり、其他頭部の打撲に因する異常者なども包含せられ居るのである。

されば余は少年犯罪者不良少年中に病的異常性格者が幾千數あるかと云ふ事を著名の精神病學者の各所に收容せる少年犯罪者不良少年に就き統計的に精細に研究せられたるものを列舉し、最後に余の小田原分監に於ける少年犯罪者に就き調査したるものを掲ぐることにしやう。則ち、

(一)三宅博士及池田學士は明治四十一年浦和熊谷學園に收容せられたる不良少年八十八人を檢し其中

病的異常性格者 六四、七%

同博士は同年井の頭學校にある不良少年六十三人を檢し其中

病的異常性格者 六三、%

又巢鴨家庭學校にある不良少年三十九人を檢し其中

病的異常性格者 四六、%

(二) 池田感化院長は土山學園に收容せる不良少年百四十五人を檢し其中

病的異常性格者 三八、%

(三) 川越幼年監にあつては大正三年より同八年までの間に於ける少年犯罪者の四〇%は病的異常者であつた

と云ふ又同監に於ける統計に據ると放火少年七十八人中七十二人は低格者又は痴愚者で殺人少年十五人中十二人は低格者又は痴愚者なりしと報告して居るのである。

(四) 「メンケメル」氏は一千八百八十九年リヒデンプルグに於て強制教育を受け居る少年犯罪者二百人を檢し其中

病的異常性格者 五八、%

又同氏は一千九百〇二年ハンノーベル洲保護教育所に收容せる不良少年五百八十九人を檢し其中

病的異常性格者(精神薄弱者) 三七、%

「チップル」氏は百七十三人を檢し其中

病的異常性格者 七〇、六%

「クラーム」氏は二百八十六人を檢し其中

病的異常性格者 六三、%

「リットオール」氏は七百八十九人を檢し其中

病的異常性格者 六九、六%

「グルーレ」氏は百〇五人を檢し其中

病的異常性格者 五二、四%

(五) 「トムソン」氏は少年犯罪者九百四十三人を檢し其中

病的異常性格者(痴愚)二百十八人なりしと云ふ

次に余は大正四年より同九年に至る六年間に取扱ひたる少年犯罪者八百四十人に就き檢診したるに其中

病的異常性格者 四一、九%

を算す。

以上に於ける醫家の研究的業績に據つて觀るに、約半數は病的異常性格者たることは掩ふべからざる事實である。而して病的異常性格なるものは其總てが同一種のものにあらずして、幾多の種類あることは前に述べたるが如くである。故に感化訓育に従事せらるゝの諸賢は、少年犯罪者不良少年を所置訓育するに當つては、必ずや其各種類に應じ各個に適應したる方法を執らなければならない。之には豫め各個の精神状態を精細に調査し種別を的確に診定する事の出來得る専門的智識を有する精神病醫の力を俟たずんば到底なし能はざるものとす。以此斯業の發展を企圖し感化上完全なる効果を把握せんとするには、修養に富める老練なる教育家と専門的精神病學の智識ある醫家とをして相提携して斯業に干與せしめ、以て其質により分類せしめ各個の缺陷ある所、感化訓育を要する點を判明ならしめ、管理上に教養上に相互の交渉を保ち、彼此聯絡を通じ車の兩輪鳥の羽翼に於けるが如く相補佐しつゝ進み往きたらば、至難中至難なる感化事業も亦完整を期するに至らんかと確信し、爰に一片の愚見を叙し、大方諸賢の教を乞はんとす。

情願に就て

碧川生

何事も改造の叫聲高き今日に於て世の慣々者流に伍して唱ふる次第ではないが、在監者の情願提出に於ける規定中監獄法施行規則第四條第二項の規定、即ち「情願書ハ本人ヲシテ之ヲ封緘セシメ監獄官吏ハ之ヲ披閱スルコトヲ得ス」と云ふ規定は、之を削除する方が宜しからふと思ふのである。吾人の考へにては、斯る規定は彼等の所謂人權を保護せんとして、却て彼等に悪用せられ、以て行刑上の威力を減じ、刑罰執行の實効を收むる上に、尠からぬ支障を見るものであると信ずるものである。

今日思想界の風潮が漸々悪しくなつて來て居る際、殊に斯る規定の存する爲め情願を悪用する傾向があるではあるまいかと思ふのである。我が監獄に於ては此數年間情願書など提出した者は無いが、全國を通じては大分多い模様である。それは客秋東西本願寺が主催となつて東京に全國監獄の教務主任會議を開かれたる際に、本省より示されたる統計表に依つても明なる様である、吾人は監獄法施行規則第四條第二項の規定を削除したからとて、情願其ものを阻止することになる次第ではないと思ふ。彼等が正當なる権利利益を侵害せられて、正當に之が救済を仰ぐと云ふならば、情願に依て救済することは必要である。吾人は彼等の正當なる権利行使ならば之を認むることは寔に當然であると思ふのである。今日の時代に於て彼等を壓迫し、彼等を無理に屈服せしむるなどと云ふ野蠻の行爲は勿論あり得べからざることである。今日の監獄官吏として斯る無理解の人もありすまいと思ふ。然るに斯る規定の存在するのは、如何にも監獄官吏が低級であるかの如くに見ゆるのであつて、甚だ監獄官吏の耻辱であると云ふ様の感を禁じ得ないのである。

刑罰執行に依て彼等を社會的人間たらしむるのであるから、監獄は彼等に人格的修養を施すを以て本領とし、又所謂人權を尊重する意味に於て、法の精神に適ふ處置を爲しつゝあるのであるから、彼等の正當理由ある情願は之を述べしむることは、毫も妨げないことにせなければならぬ。監獄法施行規則第四條第二項の規定廢止を希望するのは、彼等を壓迫するが爲めではないのである。元來刑罰の執行を受けつゝある境遇に在る者が、監獄の處置に對して情願を爲す必要のある場合などが左様に減多矢鱈にあるべき筈のものではないのである。況んや文書を以て司法大臣に情願して救済を仰がなければならぬ事柄などが頻繁にあるべき筈様のことになる場合があるのである。吾人は監獄の成績が常に充分に擧ることを期する上に於て、本省よりの巡閱を頻繁にせらるることが最も宜しいと思ふのである。之れは情願の關係の爲にのみ言ふ次第ではないのであるけれども、情願の事に關しても矢張り徹底を期し得らるゝことと思ふのである。勿論費用などの關係もあるから、左様に頻繁に巡閱する譯にも參る間敷けれども、在監者が諒解する上には巡閱官吏が情願を聴く機會の多い方が宜しいのである。斯ることになれば在監者も恐らく情願などと云ふて申出づる者もなくなるであらうと思ふ。典獄に相當の職權を與へてあることであるから、在監者としては典獄に面會して述べれば、多くの場合其れで彼等は救済の目的を達せらるゝのである。折角の規定を彼等不逞の徒に濫用せられて、監獄官吏の信用を減するが如きは法の精神に添はぬ次第である。吾人は之れを削除せらるゝか。若しくは適當に改正せられんことを望むのである。

ることは甚だ面白くないのである。刑罰執行が威嚇の時代より廣義の教育時代に進みたる其理論とも合致せないのである。大臣に情願することを阻止する意味でないのだから、大臣に情願書を提出する場合には封緘せずして典獄に差出さしめ、典獄は之れに意見書を添へて司法大臣に進達すると云ふことにしたならば宜しからふと思ふ。彼等が情願書の提出を以て、監獄官吏に對する一の武器とする様の冷やかなる觀念を持つ様になつたならば、行刑の効果は望み得られないのである。情願權を振り廻す者は、多くは監獄の厄介物視せらるゝ不逞の徒であつて、自己の本分や境遇を知つて居る者は決して情願權を濫用する様のことはない、其不逞の徒が大威張を爲して之を濫用するが如きは、甚だ面白くないのである。若し監獄に何か不都合があるとか、不正があるとか、而かも典獄は之を知らないとか、又典獄が之れに加はつて居るとか、典獄に不都合があるとか云ふ様な言語同斷の事があるならば、總ての機關の整ふて居る今日の時代に於ては、監督官廳に他の方面より知れないで居る筈がないと思ふのであるから、在監者の情願は、自己の立場より蒙れる不法不當の損害又は不法不當の權利侵害に對するものでなければならぬのである。吾人は情願書提出の規定を改めたからとて、今日の時代に於ては、彼等が壓迫又は冤枉に泣くと云ふ様のことのある氣遣はないと思ふ。假りに若し壓迫を受け、不法不當の取扱を受けたとしたならば、出監後に於て泣寢入にして居る筈はないと思ふのである。今日は斯る心配よりも、彼等に人格的修養を積ましむる上に於て、典獄官吏に信頼せしむる規定を密にすることが必要であると思ふ、此等の理由よりしても、出來得べくんば情願書提出の規定を改正する方が宜しいと思ふのである。

講

演

現代思潮に就て

東洋大學教授 高島平三郎

◇現代人心の不安

諸君も必ず御氣付でありませうが、どうも現代は人々の心が落付かない、不安の所があるといふことを具體的にも感じますし、それから又歐羅巴の諸國で公にされますものなごを見ても、どうも人心が不安である。此人心の不安といふことは色々な點で變りますが、何となしに落付かず、輿論がちやんと極つて居つた時のやうに、是に頼つて進んで行つたならば宜い、此道を信じて居つたならば間違ひがないといふ風に、落付いて自分の職業でも、或は自分の信仰でも、或は自分の主義でも主張でも、安んじてそれに據つて行くといふことがどうも出来ない。或は忌憚なく申しますならば、諸君自ら御自身の精神状態を御考へになつても、恐らくは矢張りさういふ風に愈々之を信じて、是で間違ひない、是に據つて行つても宜いといふことを確定なすつて居らつしやる方は或は少いかと思はれる。私自らもさうである。どうも何だか不安の状態に襲はれることが多い、併し自分では一種の信念、主義が確定して居ると思つて居る筈でありますけれども、矢張り色々な不安の状態が起る。どうして現代の人心が其やうに不安になつて來たのであらうかといふことを調べるといふことは、政治をする者は勿論、一切の人間を扱つて社會に携つて行く者に取つては非常に大切であ

る。殊に諸君の如く司獄の局に當つて御居てなさる方は、其人心の微妙な點を看取して、それに依つて悔過遷善の實を擧げて行くやうにして下さることは非常に大切なことである。司獄の方法や、又之を悔過遷善して行く所の主義學說といふやうなものも色々出て参りませうが、要するに人間は始終その時代に觸れて、時代の精神がいつとはなしに這入つて来て居るのでありますから、どんな者に對してやるのでも、時代の思潮、時代の精神といふことを心に入れて置くといふことが大變に大切だと思ひます。それ故に私は今日現代思潮に就てといふ題を掲げまして、諸君の清聽を煩はしたいと思ふのであります。

思潮といふ言葉は寔に良く言ひ表はしたことであつて、是は外國のソート、カレント、「思想の流れ」といふことを日本で其儘譯して思潮といふのでございませうが、潮の流の如く、何處から来て何處へ行くのだから分らぬけれども、来る時はひどい勢で来て、一人二人それに觸れない人があるかといふと、何處にでも行かない所なしといふやうに思潮が盛にやつて来る時には、無學の者でも何でも頭から這入つて行く、決して學者とか、實業家とか、政治家とか、社會に卓越して居る所の知識階級といふものばかりでない、今日の下女にも小僧にも、監獄に這入つて居る囚人にも、何でも一切の者に現代の思潮といふものが這入つて行く、理窟は分らぬけれども、彼等の精神には現代思潮の善いものも悪いものも這入つて、是で動かされて居る。それで思潮を捉へて、斯ういふことが現代の主なる働になつて居るといふことを見て取ることが極めて大切なことでございます。是から其現代の思潮といふものがどんなものであるかといふやうなことを漸次に御話を申上げて行かうかと思ふのでありますが、其前に現代思潮が斯ういふ風に段々出て参りました其由つて來たる所を一つ申上げて見たいと思ふ。

◇十九世紀から二十世紀へ

今私が申上げましたやうに、皆が不安の状態に居るやうなことがどうして來たか、其中からどういふことの傾向を以てそれが思潮となつて居るかといふやうなことを申上げて見たいと思ふ。一言に申しますと科學、サイエンスが十八世紀から十九世紀に掛けて非常に進歩致しました。殊に科學の中でも自然科學、例へば生物學であるとか、物理學であるとか、化學であるとか、人類學であるとか、心理學であるとかいふ風に自然物を取扱ふ所の科學が此百五十年ばかり、古く遡りますれば約二百年ばかりの間に非常な發達を致しました。さうして其科學の齎した所の効果といふものは非常なもので、今日我々が得て居ります所の快樂幸福、總て愉快に仕事をして行くことが出来るのであるが、昔は王公貴人といふやうな少數の人だけが快樂することが出来た所の其物を、今日は一般の者が享樂することが出来るやうになつたのは、殆ど總てが科學の御蔭と申しても宜しい。現在は斯様にしまして、瓦斯にしる、電氣にしる、或は電話にしる、電信にしる、汽車にしる、汽船にしる、斯んなことは私が申すまでもない。總て人間の生活といふものを進めて愉快に致します所のものは自然科學の御蔭である。續て自然科學から色々な發明が出来まして、さうして地球が廣いとか大きいとかいふけれども、今日ではさうでない、成程昔は亞米利加に行くのに何年掛るか分らぬ、果して着くか着かぬか分らぬといふやうであつたのが、今日は一定の時に、少し早い船で行けば十日掛らない位で行ける、普通な船で行つても二十週經ては彼の大きい太平洋を横ぎることが出来る、一月と少し掛れば世界を一周して來ることが出来る。飛行機が更に成功すれば三日位で世界を廻ることが出来るといふ風になりつつある。さういふ風にして人間が物質科學の御蔭で愉快を覺えて來、幸福が大變増して來た。そこで富も段々殖えて來ます。衣食住總て人間の生活に使ふものは澤山の生産が出來て來ます。非常な發達をして、今まで歴史あつて此方、十九世紀程斯ういふ方面の事が盛に進んだ時はない。是は諸君の御承知の通りであります。

ところが餘り自然科學即ち物質科學の方に走つて仕舞つたものであるから、今迄非常に大切に考へて居りました所の精神の方面、即ち哲學であるとか、宗教であるとか、藝術であるとか、今日一般に申します所謂文化といふ方面の事は、此十九世紀には比較的人に顧みられないやうになつて來た。十九世紀には大哲學者も出なければ、大藝術家も出なければ、大宗宗教家も出ない。科學的研究はするけれども、眞に世界の救世主と謂はれるやうな宗教家も出なかつたし、カントのやうな大哲學者も出なかつた。科學者としては澤山出たけれども、精神の方面は非常に疎かになつた。今迄は神とか佛とか、人間以上の人格を尊敬して、それに信賴するといふ心が深かつたけれども、それが段々無くなつて仕舞つた。是も亦諸君の御自身の精神の状態に訴へて御尋ねを致しますが、御互ひが正直に自分の心の中を自白して見ると、一點間違ない所の神といふものは分らず、佛といふものは分らず、今日の時代に於て深き信仰を有つて居る者が何人あるか、是は日本ばかりでない、世界を通じて信仰といふものが非常に衰へた。

◇信仰なき現代人の悲哀

此頃と申しても戰爭以前のことでありますが、「現代人」といふ言葉が出來て、其「現代人」といふものは百年二百年前の人と違つた特質を有つて居る。其「現代人」の特質を擧げて論じた人がある。其一つに信仰といふものがないといふことを特色として居る、神佛といふものが存在しに居ることを信する者は少くなる、唯慣例とか因習で寺に行くとか、教會に行くとかいふことはやつて居るけれども、其人の心に本當に神や佛を信するといふ心は薄くなつた。そこで一方で物質の事は非常に發達して、人間の幸福が大變増して、衣食住は非常に贅澤になつて、愉快ではあるけれども、從て一定の時が來ると、さういふ物質ばかりでは満足が出來なくて、不安を感じて來た。歐羅巴の不安を感じ出したのは丁度十九世の末である、即ち千八百年の終り

に於て、諸君は十九世紀から二十世紀に掛けて此世の中に生存して居られるのだから、いつ二十世紀になるといふことは前から御承知であつたでせうが、我々は基督の紀元を附して居ないからそれ程の感じを與へなかつたけれども、それでも今日は愈々十九世紀の終りである、明日から二十世紀であるといふことを新聞に書かれた時には、何となく胸に一種の悲哀を覺えて、感慨無量といふ感じが起つた。丁度人間が一年の終りに今日は大晦日といふ時には、何となしに越方、行先のことを考へて、己は今年はどういふことをしたらうかと大晦日に決算をすると同じやうに、普通の人は一年にやつたことを考へて精神界の決算をする。私共はさういふ習慣を持つて居りますが、多くの人はさうであらうと思ふ。此時間空間といふものは絶對無限であつて、涯りがないのである、それを僅に切つて、是が一年の終りだ、一月の終りだといふのは無益の事やうであるけれども、人間の心理作用は不思議なもので、決して無益でない。一年の終りになると誰も其年の事を考へる。丁度其如く、一世紀を經過して來た其終りであるから、歐羅巴の人は皆考へて、此十九世紀百年の間に我々は斯んな進歩をした、此の如く幸福を増進したが、何やら物足りない、何やら不安の状態であるといふことを頻りに感じまして、そこで是は佛蘭西から起つた言葉でありますけれども、世紀末の悲哀といふ言葉が起つた。皆が大變物質に憧がれて、物質的の方面に發達したけれども、考へて見ると何だか不安心で、一種の不足を心に感ずるやうになつて來た。それが文學に表はれたり、思想に現はれて、今から三十年ばかり以來の文學上の物などを御覽になれば、幾らも其事が書いてある。此状態を個人に譬へて見ますともつと一層適切に能く御諒解下さることが出來ると思ふ。最近に大阪に所謂成金があつた。戰爭中に非常に景氣が良くて、大變な財産を積んだなどといふのは東京よりも寧ろ關西、關西の中でも大阪である。其大阪に一人の成金があつて、トン／＼拍子にドシ／＼金が這入つて來たので、非常に得意になつて、金さへあれ

ば何でも出来ると思つた。丁度十九世紀の歐羅巴の人達、廣く言へば世界の人達が、科學でやつて行けば何でも出来ると思つて、哲學とか、宗教とかいふ精神文化を顧みずに居たやうに、其成金は何でも金、一にも二にも金、學問などはしなくても宜い、金を出して學者を備つて來れば宜い、一切の物皆金で買へると思つた。是は無理もない、大概の人がさふ思ふ。所が此の人が病氣になつた。是は最近の話です。病氣になれば第一に金だ、一番良い醫者を備つて來いと云ふので、先づ自分の家の出入の醫者を招いた、「先生骨を折つて下さい、私が治つたら御禮は幾らでも差上げます」といふので、一生懸命に醫者はやるが、なか／＼治らない。是は數醫者だらうといふので、今度は何々博士を呼んで來たが、なか／＼首を捻つてむづかしさうに言ふ「此病氣が治つたら五千圓出しますから、どうか治して下さい」「私は金でやる譯ではないが、出来る丈け骨を折つて見ます」と云つて一生懸命にやつて下さる。けれども一週間も二週間も掛つても治らぬ。是も數醫者だといふので、段々金を増して、今度は一萬圓、今度は二萬圓といふ譯で、博士が七人か八人順番に行つたといふことですが、どうしても治らぬ。段々悪くなつて、最後にもういけないといふことになつて來た。其人も本來馬鹿な人ではないから考へた「嗚呼俺は悪かつた、俺は金さへ出せば何でも出来るものと思つて居つたが、俺の病氣は治らぬ、どうしても金ではいけないものが此の世の中にあつたといふことに氣が付いた」さうすると非常に不安になつて「俺は死んで行くのだ、今までは死といふことは考へなかつたが、俺は死んだらどうなるだらう」と非常に不安で堪まらない、そこで始めて宗教家を呼んで來て、人生といふものはどういふものだらうといふ話を聞いて、何處まで分つたか知れぬけれども、兎に角其話を聴きつゝ、其人は死んで仕舞つた。

◇物質萬能の夢より醒めし現代人

この人こそ十九世紀の世界を代表して居る。世界が皆成金になつた。何處の國でも皆贅澤をした。そして、物質さへ良くすれば何でも出来ると思つた。所が金を幾ら積んでも出来ないものがある、第一生命といふものは幾ら金を掛けても買へるものでない、道徳といふものも買へるものでない、本當の知識といふものも金で買へるものでない、知識とか道徳といふものはさういふ人には分らぬ。世界の風潮も其成金の如く金にばかり憧れて、精神方面に氣が付かぬで居つた。そこで餘り自然科學にばかり依つて、物質方面を餘り重んじ過ぎたといふことに氣が付いた人があつた。即ち現代の時代の不安を救ふ爲めにオイケンといふ哲學者が起つた。是は戰爭前に日本に來る約束であつて、戰爭の爲めに參りませぬでしたが、此人が佛教や宗教家の説くやうな人間の精神界のことを説いた。精神世界といふものが本當の人間の生活である、唯動物の如く肉でばかり生きて居るのは人の生活でないといふことを高潮しまして、日本の知識階級、思想階級には非常に影響があつて、日本人には良く受け容れられた、佛蘭西にはそれに對してベルグソンといふ哲學者が起つて來て、大體自然科學から出發して行くといふ哲學に反對に、精神的の哲學を説き、それから印度にはタゴールといふ人が出來て、是は日本にも參りましたが、頻りに精神的生活を鼓吹した。タゴールの説は日本人には珍しくない、何となれば殆ど佛教のことを説いて居る、日本に傳つて居る大乘佛教でも説けることであるから日本人には珍しくないが、西洋には非常に印象を與へた。例へばタゴールの書いたもの、中には、歐羅巴の文明といふものは自然を敵として、自然を征服するといふことを主にして居つた、山があれば山を打貫いて仕舞ふ、木があれば木を伐倒して仕舞ふ、動物があれば動物を殺して仕舞ふ、さうして自然を皆足許に踏み躪つて、自分の自由にしやう、それだから家の建て方でも何でも自然に遠かるやうに出來て居る。所が東洋の文明はさうでない、自然と親しんで行く、自然と握手して行く、自然を抱擁して仲善くして、自然に

由つて行く。それだから東洋の人は動物を殺さなかつたといふやうに、哲學とか宗教とかいふことよりも、一つの詩的思想をタゴールは説いた。兎に角人間の殺伐になつて来るのを戒めるには一種の清涼劑であつて、殊にタゴールは英文が非常にうまい、それだから英人で此人の本の序文を書いた人が非常に賞めて居る。例へば此人の聲が眞に銀鈴を鳴らすと形容すべきやうに美はしい聲を以て演説をする、私も此演説を聴きましたが、實に巧みであつて、自然に天賦にさういふ恩恵を有つて居る。さういふことから非常に英吉利でも亞米利加でも此人は観迎されて、一種の世界の思想を動かしたが、逆も一人のタゴールが出たり、或はベルクソンが出たり、オイケンが出たりしたことで、此百五十年ばかりの間に築き立つた所の自然科学に感染れ自然科学に酔つて仕舞つたのを挽回することは出来ない。其最後がどうなつたかといふと、それが此間の大戦争である。此間の大戦争は色々な人が色々な説を立てたでせうが、今私の申上げる立場から解釋すれば、諸君も直ぐ其鳴下さることと思ひますが、詰り自然科学の衝突である。獨逸の自然科学、英吉利の自然化學、佛蘭西の自然科学、世界中が自然科学で色々なことをやり出して来て、どうしても其處に衝突せざるを得ない。一體物質といふものは皆融和することが出来ない、精神といふものは融和することが出来る。私は諸君とどうしても身體を一つにすることは出来ない、けれども御互ひが全く一つに心を協せて、眞に世界の人が兄弟となるといふ風になることも出来ないことはない。所が其世界が一つになつて和らかになつて行く所の精神の方面を棄て、置いて、物質の方面ばかりを主にしたから大衝突を來たした。だから自然科学の戦ひである。

◇科學と科學の戰闘

換言すれば、殆ど人間の戦ひでないといふても宜い。人間がしたに違ひないけれども、一人の人の力といやうな古今未曾有のあんなひどいものが出て来て、人間を皆斃して仕舞ふ。大砲を撃つと云つても何處から撃つたのか分らぬ、飛んでもない所から高等數學を使つて、何分間に何處に行くといふやうなことを割出して、飛んでもない所に落ちるといふやうなことで、そんなことも皆物質科學の進歩からで、大砲が二十五哩行くなど、いふと大變なことのやうであるけれども、考へて見れば大したことでない。傾斜を付けて鐵砲を上に向けて高く打上げる、諸君の御承知の通り、空氣といふものは二十哩から上に行くに段々薄くなつて、三十哩も上に行けば眞空になつて人類が生活することが出来ない、物といふものは若し抵抗する物がなかつたら情性に依つて何處までも行く、そこで高い所に大砲を打上げれば空氣の抵抗が弱くなるから、大砲が進むといふ力さへあれば、抵抗を受けずしてどんな先までも行く。それだから獨逸の國境の内に居て巴里の都に彈丸がドン／＼落ちるといふことをやつた。或は日本にはそれ程傳へられて居なかつたやうであります。が、參謀本部の人で戦争中に巴里に行つて歸つた人の話を聞きますと、巴里の劇場といふ劇場は一時悉く色々な作り物を拵へた、日本で云へば細工物のやうなものを拵へた、例へば大きな樹があると思へばさうでない、それは張り子で樹を拵へてある、其側には馬の屍骸などが轉けたやうになつた所がある、さういふ實物に少しも違はぬやうなものを張り子で拵へた。國家存亡の際に斯ういふ張り子のやうなものを拵へて何の爲めにするかといふと、それが戦争に役に立つ、それは大きな樹があると、其樹を伐つた跡に其通りのものを立て、置く、さうして其張り子の樹の中に仕掛をして置く、或は電話、電信を架けて置く、敵は樹であると思つて居ると、其中で通信をやつて居る。それから馬の屍骸に非常な爆藥を入れて置く、さうして本當の馬の死んだのも其處に置く、敵が來て見るといつもの如く馬の屍骸がある、臭い香ひもして居るから、そこ

で油断をさして敵を誘導して、一聯隊なり一旅團なりが呐喊して来た時に、其馬に電氣を通ずると、それが爆發して敵を全滅さすといふやうな、殆ど日本では形容のやうだが、さういふことを本當にするのである。さう今でも佛蘭西の戦場に行くに、聯隊が列んだ儘土の中に埋められて、劍が土の上に出て居るのがあつた。さういふことをやるのは誰の力である、皆自然化學の力である。だから獨逸の自然化學は非常に進んで居つたけれども、矢張り聯合軍があれだけ掛つてやると敵はないことがある、聯合軍は物質が多いし、或はタンクのやうなものでも獨逸は拵へなかつた、初めあれは英吉利佛蘭西が聯合してやつたので、自然化學の力で聯合軍が勝つた。そこで逆も物質の競争ばかりではいけないといふことを熱々世界が覺つて来て、それが例の列國の聯盟で、世界の平和を來たさうといふので聯合會議をやつたけれども、そこは利害得失があるから理想のやうに行きませぬが、兎に角世界の人間はそれで大打撃を受けて、新しい方面に於て哲學を要求し、宗教を要求し、藝術を要求して居る。(つづく)

ハキラリの始

日本紀以下國史に自殺したる人見へたれ共、皆自ら縊死し、或は家に火を放て燒死せし事は見たれども、腹を切て死せし事は見へず、上古には切腹なし、保元物語に、爲朝二十八にて家の中柱に後を
あて、腹かき切たれども猶死なれず、後のほれをふつと切てぞ死したりけると見へたり、此比よ
り武士勇氣を示さんが爲に、腹を切る事始りしなるべし、君命して臣に切腹せしむる事は、又逆の後
に始る歟

— 安齋 謹筆 —

世論叢

國法の權威を示せ

平沼檢事總長

近時公務員並に公私社團の經營又は監理に任ずる者職汚職の醜行相續て暴露し風紀の頹廢最も甚だしきを見るは寔に國家の不祥事に於て深慨に堪へざる所なり、抑々此等の地位に在る者其職權を濫用し又は其地位を濫用して私慾を敢てするが如きは其心量最も惡むべきは勿論此等の者は世人凝視の標的となり其言動は社會を風化するの力大なるを以て此種の犯事は世道人心に及ぼす所の影響を大なりとす、今や社會の綱紀張弛節義を向ひ廉耻を重んずるの風目を追ひて消磨せむとするの時に當り此等社會の上流に在る者にして善も矯正の念なく貪私を營みて恬然耻づる所なきものあるが如きは益々風俗を増長し遂に世を擧げて腐敗墮落の深淵に陥るに至るべし、惟ふに其風俗の由來する所遠く物質的文明の餘弊に在るを以て獨り法律の力に依頼して廓清を期するは至難なりと雖も同法の權威

叢

に依り非違を糾正すること嚴峻ならざれば無耻無漸貪りて厭くことなきの風習々俗を爲し其流毒測るべからざるものあるに至るべし、之を以て此種事犯は寸毫も寛容することなく最も嚴明に之を糾彈し以て其匡正を圖らざるべからず、而して此種犯行は概して隱蔽の手段巧妙な極め屏跡の方法精緻を盡すを以て能く四圍の情勢を微細に知悉し其表裏を洞察するに非ざれば真相を看破すること易ならず往々大奸巨惡を遂することあるに至るべし、故に今後益に此種犯行の讞察を嚴密にし苟も倖免なきを期せざるべからず、第一司法處分の峻嚴ならざるが爲め汚濁の犯行をして益々滋蔓せしむるが如きことあらば、世人をして國法の權威は此等上流の者に及ばずとの疑念を懐かしむるに至り、遂に民心を險惡に導き其極測る可らざる災害を招致するに至るべきをば、是方今の時運に於て特に戒心せざるべからざる所なり、各位深く此點に顧念し官事公事の肅清を圖るに於て遺算なきことを要す

獨斷思想の危險

近角 常觀

思想問題に於て最も危險なるは、獨斷的に自己を絕對に正義なり忠誠なりと、自分きめをするところである。常に私は云ふ如く、人間は決して絕對なるものでない、従つて何人も絕對に正確なりと獨斷することは、其こそ自身が既に大なる間違である。詳しく云へば我こそ正確なりと獨斷することが、既に正確でないことに想到せればならぬ。聖徳太子が人皆心あり、心各執るころあり、彼是なるこそきは我非なり、我是なるこそは彼非なり、我必しも聖に非ず、人必しも愚に非ず、共に是れ凡夫耳と宣へるは實に萬古不變の確言である。近時重大事件として人世を變動したる出來事の如きも畢竟するに自己を以て絕對に忠誠なり、正確なりと自認せるより起りたる誤謬である。既に自己を以て絕對に正確なりと獨斷せる結果、之を以て他に對して強行して憚からず、其極狂暴に陥るも敢て反省省察するの餘地を存せざるに至るのである。勿論此見方は餘地善意を以て解釋したるものにして其間何等自ら顧みて疚しき所なきものご假定するも、自分の考を以て絕對正確な

りさ通信すること自身が頗る危険なる思想である。律法主義、官僚主義の思想は出立點に於て此大なる誤謬に陥りて居る。故に横車を推せば推すほど、益々常規を逸することになる。此點に於ては、是非之理、誰ぞ能く定むべけん、相共に賢愚なること、環の端なきが如し、是を以て彼人嘆るも雖、選て失を恐れよ、我獨り得たりと雖、衆に從て同じく舉へその聖訓を履穿せればならぬ。— 求道 —

國家の警察

社 說 子

近頃世間或は我が警察機關に對して不平をならべらるるもの無いでない即ち警察機關が餘りに強大である爲に群衆運動などは警察官の爲めに壓倒されてしまふのみならず警察官が其威力を恃みて横暴を逞くすることあるから寧ろこれを弱くし之を寧くして其横暴のできない様にする必要があるなど云ふ者もあるけれども是れは大なる間違である警察官にして横暴を逞くしたものがあつたならば其れは甚だよろしくないことであるが警察機關を衰弱ならしむるといふことは吾々の飽まで反對せざるを得ない、吾々は一層其人員を増加し一層其能力を發揮せしむることを希望し

少年の群に投ずるのだそだ。

然し日本の不良少年の大部分の如く、未だ婦女を犯したり、金錢を強奪したり、甚しきは凶器を呑んで人を殺傷したりすることは餘可聞かない、實に我國の不良少年は最早や子供の所爲を通り越して、純然たる惡漢、強盜、強姦者の行爲である。

併し好く考へて見れば、之も我社會の缺陷に基因する、我國の如く國家の大官、代議士市の警察職が公然惡事を働き、數十人一時に收監され、又召喚される實例を眼の前に見せ付けられては、不良少年退治をするならば、先づ不良老年退治をせねばならぬ。— 萬朝報 —

新犯罪「學校詐欺」

社 說 子

勝手に學校の名を附して善良無垢の子弟を集め受験料や月謝を詐取した事件が發覺されたかと思へば、既に認可を受けた女學校が甘言を以て一年分の授業料を徴收して不當の利を得やうとした事件がある、二つとも大阪市にあつた事である、詐欺横領の犯罪に應接に違なきほど増加した此頃、詐欺の術が人の意表に出るほど巧になつたのは驚くに足らないやうであるが、學校を餌にしてかゝる詐欺が

て居るものである、今日我が國に比較的に警察事故の寡い處であり殺人犯の甚だ寡い處であつて若しこれなるときは忽ち其犯人を捜索逮捕して殆ど物を囊中に探るかのこともなることもあり捜査費の缺乏を告ぐる爲に意の如くならざる場合があるからまだ大に發軔應用を圖るべき餘地があるを信する、所謂自由の境安樂の地なるものは完全なる警察機關を具へて初めて之を見ることのできるものであつて此機關の機能を缺いては自由安樂なるものは有り得ない、北米合衆國は自由安樂の國であるが、只警察權の微弱なることだけが遺憾である、米國は殺人犯の極めて多いことであつて市俄古市の人口は二百五十万人であるが其の千九百十六年中に行はれた殺人事件は英國威爾斯人口千八百萬人を容る、處に於ける殺人犯に比して廿件多く四年の紐育市の殺人犯は倫敦市の夫れに六倍し市俄古は三十六倍である、英國のグラスゴと米國のヒラデルヒアは人口は略ぼ同じであるが千九百十六年に於て前者は殺人犯三十八件、後者は二百八十二件といふ次第であつて最近米國の學者有識者間には米國の無警察を非難攻撃するものが甚だ多いが、併ながら是れは警察機關が不完全なばかりでなく犯人性は有する行はるゝに至つては其罪狀の憎むべきは勿論人をして悲慘の感に堪へざらしむるものがある、悪人は眞砂のやうに絶えぬことは昔の人もいつた通りであるが、悪人の數が益々殖之其犯行が益々辛辣になるに至つては吾等は其社會に大なる缺陷のあることを思はざるを得ない、殊に學校詐欺の如きは、現時何處に至るも形式的學歴が實價以上に買はれる一般の風に加へて、入學志望者を收容すべき學校數の不足な事實が生んだ犯罪であることに無論であるが、斯かる犯行が警察の眼を免れて、此範圍に逸行はれたことに對しては警察力の弛緩をも責めざるを得ぬ、併しながら根本的にいへば警察力は決して犯罪を豫防する上に大きな効果はない、矢張り世道人心を維つべき大なる道徳力に待たねばならぬ、今日我國は何に依つて此力を得んとするが、昨今の世態を見て慨然たらざる者があるか、— 大阪毎日 —

讀書の意義

阿 部 次 郎

讀書は體驗を想する、自ら眞剣に生活し眞剣に思索してゐる人にさつてのみ讀書は効果がある、讀書は吾々の思索と體驗とを補ふことは出来るが之に代ることは出来ない、—

人間が多い爲めであるが兎も角も警察機關を發達せしむるといふことは人類社會生活の要求である。— 法律新聞 —

道義の衰頹と不良少年

社 說 子

不良少年少女問題は、教育上及社會上容易ならぬ事件である、此問題は昔に日本のみに限らず、歐洲大戰中又は大戰後に於て、獨米政府をして突心せしめた重大事件であつたが併し歐米の不良少年は、我國の不良少年に比し餘程罪がない、子供らしい所がある、即ち歐米殊に歐洲に於ては、大戰中父兄は多く從軍した爲に子弟を監督するものが無い、加之父兄が從軍した爲め其豐富なる給料は大部分家族に分配せられ、從來衣食にも困つた家庭が急に金廻りが好くなる、自然小供の金使が荒くなる、今一つは全國の壯丁が軍隊に徵集された爲め國內の仕事は大部分婦人子供の手に歸した、従つて子供收入が過分に多くなつた、以上の原因即ち子供の監督者が無くなつた事と、金廻りが多くなつた爲め子供は活動寫眞其他の娯樂所に足繁く出入し、飲酒癖が酷くなる其結果斯くの惡い事を覺えて、所謂不良

讀書の意義を考へるとき吾々は、第一にこの事を記憶して置かなければならない、従つて若し人が一冊の本でも是を本當に理解しようと思ふならば、その人は唯これに嚙り付いたりこれと睨めつくらをしたりしてゐるべきでない、假令その人がこれを讀み返し又讀み返して、一生その本を手から離さないにしても、彼にして若しその書の根本問題を自己の問題とすることを知らず、その書の背景になつてゐる人生の體驗を自ら體驗することを知らず、又著者の思索の努力を自己の中に繰返すことを知らないならば、彼は唯小僧がお経を誦むときの様にその本を暗誦するので、彼の生活はこれによつて豊富にも力強くも高くもならないであらう、寧ろ無用の記憶は彼の頭腦を硬くして、讀者は平生の馬鹿を一役馬鹿にするに過ぎないであらう、讀者の意義を考へる者は、先づその價値の眼界を考へなければならぬ、吾々にさつて最上の意義を持つてゐるのは生活であつて決して讀書ではない、讀書によつて珍らしい知識や豊富な記憶や博學の譽れなどを得ることではない、此間の關係を轉倒して、讀書に無條件の價値を置くのは、寧ろ讀書からその正當な價値を奪ふ所以に過ぎないのである。— 婦人公論 —

環境の研究(五)

文學士 佐々木英夫

(一)

前回には物理的環境の中で氣候の話までしたから今回は進んで先づ「氣候と人の特質」のことを述べよう。温帯人と熱帯人との間には一定の廣い見分けらるべき特質があるが、それを定めるのに氣候が與つて力あるものだと云ふことを信ずるのは理由のあることである。之と同様に温帯でも南部の人と北部の人との間に其の特質上一定の相違の起るのは全く氣候の相異なる所から自然に起るらしいのである。

此等の國民性の相異は南北の獨逸人、佛蘭西人、西班牙人、露西亞人、伊太利人、亞刺比亞人及び其の他の國民の間に知れ渡つたことである。だから北方

したるサルスタウス(Carinus Sallustius Cuspus 86—95 B. C.)及び「ローマ史」の著にて其の名を走らせたチウス・ロウイウス(Titus Livius 59 B. C.—17 A. D.)と並び稱せられて「ゲルマニア」の名著を出したプブリウス・タキウス(Publius Tacitus 59—117 A. D.)は其の第二十九章に於てゲルマニア人が其に隣接してゐる他民族よりも一層好戰的であるやうになつたのはマツチアキ(Mithraci)地方の土壤と氣候とに因るものであることが確だと云つた。

佛蘭西の有名なる小説家ドーデー(Alphonse Daudet 1840—1897)は行爲に南歐の氣候が大に影響のあることを叙述する爲に完全無缺な小説「Zuma Roustan」を書いた人であるが、其の内に次のやうなことを述べてゐる。「南部の人々は、好んで強い酒を飲まないが、彼は生れつき酷酔してゐる。太陽と風とを恐るべき自然的アルコールを彼の中に滴すのである、だから此の地方に生れた人々は誰でも其の影響を受けない譯にはいかない。其の中の若干は只其の演説と素振とを自由になし、其の傍若無人の振舞を一層強からしめ、あらゆる事物を善徳色に見えしめ、且つ彼等を自慢ならしめる所の軽い熱病

の文化は氣候の影響によつて悲觀的の調を帯びてゐる、それは近世の北方の音楽も古代の民謡もさうである。スコットランドの地質學者にしてエデンバラ大學の教授なるサー・アーキバルト・ギーキ(Sir Archibald Geikie, 1835—)は其の著「スコットランドの回想録」(Scottish Reminiscences)に於てスコットランド人のしかつめらしい品性を生じたのには氣候の影響のあつたことを力説した。

ローマの歴史家にして「ガリア征討記」「内亂記」を著したるケーザル(Caius Julius Caesar 100—44 B. C.)『名士傳』の著あるコルネリウス・ネボス(Cornelius Nepos 91? B. C.)『カチリヌス陰謀史』を著したるが、他のものは全く譯の分らない精神錯亂となつて生きながらへてゐる。而してこの南人も狂暴と心酔との爆發を起して、不意に感情に負けたり、全く前後を忘れてしまふやうなことはないか、』(Caesare Lombroso, Crime, Its Causes and Remedies, Boston, 1918, pp. 3—4)

英國の歴史家にして化學者と生理學者とを兼ねたドレーパー(John William Draper, 1811—1882)は北米合衆國の南北ハの特質中にある相違の重要な歴史的結果を強調し、其の大部分は氣候によるものとした。そして内亂で其の説明を見出したとなし、又アフリカのボア人は北米合衆國の蘭人とは異なつた方向に發達したと述べた。以上で大體氣候と人の特質との關係を明にしたから次に人間の智力と物理的環境との關係を述べようと思ふ。

(二)

社會學の祖オーギュスト・コントはゲルマン思想の影響を受くること甚だ僅にして且つ幼年時代には革命以前の佛蘭西流行した哲學の影響を受けた人であつて其の代表的指導者の最も多くの作物を讀んだのであるが、コントは「思想は、感情即ち一層廣

く云へば、環境に負ふ』ものであると云ふ其の主要な原理を肯定した。

アドルフ・バスマチアン (Adolf Bastian 1826—1905) はロシアの人種學者であるが、彼の所謂人類の符牒として絶えず用ゐた *Naturvolkre* の概念の中で、第一に一層原始的民族にあつては其の外観の驚くはる齊一であること、第二に地理的條件と共に變化する概念の相違は物質的外圍の相違と相互關係あることを説明した。此の第二の原理は實に彼が *„Zur Lehre von den geographischen Provinzen in 1886“* の中で刻苦して完成した所である。(Haddon and Quizzin, *Hist. of Anthropology*, London, 1910, pp. 84 et seq.)

生理學と統計學とは最も多くの人間の機能は熱の影響を受けるものであることを示した。(Lombroso; *Pensiero e Meteore*, Milan 1878) 따라서、過度の熱は人間の心意に影響を與へるものであることを期待してもよいやうである。(Cesare Lombroso, *Crime: Its Causes and Remedies*, 1918, p. 2.)

地文學者 (Physiographer) は地表に於ける生命の歴史を回顧して人の道德的又は知的性質中に體現される於てマホメット教が進歩し且つ確に進歩してをるからである。これは多分マホメット教は亞弗利加及び亞細亞の土着の人類に接する範圍に於て發達する所の宗教であること及びマホメット教は其の社會的觀念よりすれば黒奴やマレイ人種には基督教を信するよりも遙に同類的であること云ふ事實によるのである。

佛蘭西の哲學者にして歴史家なるレナン (Joseph Ernest Renou, 1882—1892) は沙漠地帯は一神教的であること、其の齊一は神の統一に於ける信仰を暗示するものであることを指摘した。アバークロンビー (Abercromby; *Seas and Skies in Many Latitudes*, London, 1888, pp. 42—43) は其の著に於てマホメット教の地域と年平均十吋以下の雨量 (Rainfall) を有する亞細亞と亞弗利加との地方を關係的に示す所の二つの地圖を與へた。其の地圖は驚くほど似よつたものである。著者は此の大信仰の分布は偶然の結果であるか、又は宗教の教義と氣候の影響とに何等か

た最高の財産は重に地質學上の年代を通じて靜に發展した所の地理的變化によつて保護せられたと云ふ決論に至るの止むなきに至つた。(N. S. Shaler, *Nature and Man in America*, N. Y., 1893, p. 288)

獨逸の哲學者ベンノー・ハムルン (Banno Erdmann) は其の著 *„Gedachtnisrede auf Wilhelm Dilthey“* と云ふ大作の最後で老熟したデイルタイは人は自分で精神上の出來事は只書入としてのみ現はれる所の物理的世界によつて決定せられるものであると云ふことを發見するものだと言言したのを見た。そこで次には宗教と物理的環境の關係を述べて見よう。

(III)

物理的特質は主に環境の結果であるやうに、社會的の制度又は宗教的の觀念は丁度其の環境の生産する所である。…吾等は丁度エシオピア人が其の皮膚を變更する通りに根本的に其の社會的又は宗教的の觀念を變更するかを問うてもよいのである。此の事は基督教は亞弗利加や亞細亞の多くの人々の間にあつてはほんの僅しか進歩しないと云ふ經驗によつて示され得るのである。何となれば該地方には他方に深い關係があるかどうかは、私は知らない、然し余は尙其の關係は事件を提出するのに十分だと考へたほど著しいものであると附加へた。市村博士は其の著東洋史要に於て『南北の分立せること久し北朝は夙に南朝の制度文物に倣へりと雖學術風俗の如きは自ら差異なきを得ず文學は南朝を主とし經學は北朝を推す且南北の經説は其の主とする所を異にして文字は書風を別にし言語は音調を同じくせず清談は南朝に盛なりしが北朝に行はれず騎馬の風は北朝に行はれて牛車の俗は南朝に行はれたり隋が海内を統一するに及び清談の風は遂に滅絶し騎馬の俗は士人の間に流行し駢體の文學は天下を風靡し漸く南北の混化をなしたれども經説は未だ全く一定せず言語の如きは遂に南北の別をなすに至れり。』と、東洋史要、大正元年版、一四八頁—一四九頁参照) 述べておられるが余は此處にも多少氣候其他の物理的環境の影響があるのではないかと臆断しておく、乞ふ筆を新にして氣候と行爲との關係を述べよう。

受刑者よりの反響(四)

河野 東 籬

時愈初夏に入り、春寒の苦境より脱し得たる在盛人は、よし眼界に新緑の好光景を眺むることは出来ざるも、肌觸はり良き溫和の氣に打たるゝことは何よりの喜である、この喜ばしい氣節になりて亦新に間ゆる所の憂の聲は、ドウモ此頃は腦が悪るくなつて困りますとの訴である。行動の自由である人々でも、春夏の交には腦に故障を生ずることは随分多く聞く所の話である、殊に自由の利かない監房内の幽居に於て、心淋しく其日を送る受刑者が、氣候變動の場合に際して、其頭腦に刺戟を受くるは蓋し免かれがたいことであらう、此の事情に對して處遇上亦大に注意する必要がある。一喜一憂は人生の常態、幸に生理的の疾患は免かれ得たとして、それで亦満足と云ふ譯には行かぬ、生理的病氣のない者は、その

代りに精神的の疾患として、或は幼兒に關する心配、或は妻女の貞操に對する猜疑、或は希望の作業に就くことの出来ない歎嗟、或は他人と刑の長短比較に就ての悲觀等、不平不満懣懣の情、續々涌き出で、憂苦の絶ゆる暇がない、普通の生活に於ける一喜一憂はプラスマイナスで我慢が出来なければならない。斯る内情を精察して見ると、受刑者の處遇上には深甚の注意を拂はねばならぬ。

は私に取つては大變なことでござります、元來上訴の制度は裁判に信用が置けぬと云ふ意味があると思ひます、裁判が果して神聖であつて信用が置けるものなら、面倒な上訴なんかの制度を立つる必要はありません。この感想は私ばかりではありません。その手の學者であつた大場博士の「人権伸張論」に之れに就て的確な事例を示してあります、その事例と申しますことは、或る事件の裁判に、第一審の検事は懲役十五年を相當とし第一審の判事は懲役十二年を相當とし、控訴院では懲役二年を相當とし、某司法高官は懲罪として釋放するを相當と言つたとのことである。私が行つたことは逆さして問はれる、ことは全く豫想しませんでした、然るに第一審で五年の言渡を受けました時は實に實に驚きました、これでは大變と思ひ控訴しまして三年に減じて貰ひました、五年が三年となりましたことは誠に有りがたいことでございますが、右の大場博士の示された事例を見ますと、この三年の刑にも信服することは出来ません、若し私に前科が無かつたならば不起訴で済んだことであらうと思ひますと何となく氣が落付きます。

刑の量定に對する歎聲、元某曰く、裁判は神聖なりと云はるゝも、私は現代の裁判には信服することは出来ません、その理由は刑の量定が裁判官たる人々によつて一致することが出来ぬからである、私は今三年の刑を受けて居りますが、第一審では五年の刑を言渡されまして第二審で三年となりました、若し私が控訴しなかつたならば五年の刑に服せねばなりません、三年と五年との差

ども、多數の裁判官が各自に量定するものであるから、公平を保つと云ふことに就て受刑者が不足を感ずるも亦無理がない、否現代の裁判官無論私情を挟んで臨むことでないゆゑ、その裁判は公平には相違なきも、科刑程度の均等を保つと云ふことは頗る難事であると思ふ。佛教の因縁因果の道理幸に受刑者の意中に諒解が出来て見ると、右不平の暗雲は自ら消散することとなるのである。

刑罰の餘毒

四月中旬釋放せられた某の長男、父の放免迎へ

刑の量定に對する不平は、右元某ばかりでなく、受刑者の八九分までが同様の不平を懐いて居る。自分勝手の手の見見から割り出すものであるから、自分の罪を軽く見て受けた刑を重く感ぜらるゝのである。大岡越前守が一人で總ての裁判を行なうならば、科刑の程度を均等ならしむることが出来るであらうけれど、

に來りし時、父の受刑に由つて家族の感受する苦痛を語りて曰く、私は父の不在中親類の者の仲煩に由つて妻を迎へました、父の不在中に妻を迎へることは如何であると思ひましたが、親類が是非早く父の留守中に迎へよと勧めますものであるから、その勧めに従ひまして迎へました、妻が入り込んで後に父が入監して居ることが宅にも知れて來ますし世間にも知られました、若し私の結婚前に父の入監して居ることが世間知られて居たならば、妻の里方で私は私方に其煩を免れることを承知しなかつたのでありまして、私も此の事を知つて居ては氣が替つて妻を誹謗するのでありまして、妻も引越して後に知れたことでありまして、今更離縁を求むるやうなことはありません、私の妻帯は先づ都合よく出来ましたが、只氣の毒なのは弟と妹とでござります、弟は二十歳、妹は十八歳、何れも早く片付けねばなりません、父が

は私に取つては大變なことでござります、元來上訴の制度は裁判に信用が置けぬと云ふ意味があると思ひます、裁判が果して神聖であつて信用が置けるものなら、面倒な上訴なんかの制度を立つる必要はありません。この感想は私ばかりではありません。その手の學者であつた大場博士の「人権伸張論」に之れに就て的確な事例を示してあります、その事例と申しますことは、或る事件の裁判に、第一審の検事は懲役十五年を相當とし第一審の判事は懲役十二年を相當とし、控訴院では懲役二年を相當とし、某司法高官は懲罪として釋放するを相當と言つたとのことである。私が行つたことは逆さして問はれる、ことは全く豫想しませんでした、然るに第一審で五年の言渡を受けました時は實に實に驚きました、これでは大變と思ひ控訴しまして三年に減じて貰ひました、五年が三年となりましたことは誠に有りがたいことでございますが、右の大場博士の示された事例を見ますと、この三年の刑にも信服することは出来ません、若し私に前科が無かつたならば不起訴で済んだことであらうと思ひますと何となく氣が落付きます。

今更離縁を求むるやうなことはありません、私の妻帯は先づ都合よく出来ましたが、只氣の毒なのは弟と妹とでござります、弟は二十歳、妹は十八歳、何れも早く片付けねばなりません、父が

受刑者よりの反響

入監して居たことが知れて見ますと、嫁に貰つて呉れる人もなければ、養子に取つて呉れる方もあるまいと思ひます、父に心得違ひなせられた爲に、私共兄弟の身の片付が容易に出来なくなりまして、罰金位で済むことであつたならば結構でありましたが、懲役になりましては何とも致方がござりません。

右寒某長男の陳情は、獨り同人ばかりでなく亦一般の受刑の家族の齊しく感ずる所である、犯罪の事實があつても、内濟となつたならば人の噂も七十五日で人に忘れられることとなる、假令一旦檢舉せられても不起訴と爲り又執行猶豫と爲つたならば、郷黨の信用も、社會的地位も、甚しく失墜するには至らないものである、然るに愈懲役の刑に服することゝ爲つて見ると、その入監中に於ける當人の心身の苦痛は申すまでもなく、出監後その餘毒を家族にまで及ぼして、其子孫が何か毒素の遺傳を受けつゝあるやうに人から思はるゝは、誠に氣の毒な次第である、尤も其罪質に由り又其人の身柄に由つて、豪も身の疵にならぬ人もあるけれども、窃盜横領詐欺等の罪質にても而も其人の身柄が社會から輕侮せら

るゝやうの人であると、餘毒の憂が何時まで消へないやうに見受けらるゝ、多數の受刑者中、出獄後尙その毒素を持つて出る人も幾分あるけれども、出獄後改善の狀顯著なる人が澤山ある、然るに世間の人々が一種厭やな眼を以て之を眺め、その出獄者たる當人を侮り、尙その家族までも惱ますことは、その當人及び家族の爲め同情に堪へざることである、この同情すべき事情が即ち刑罰より放射する餘毒である、否實は刑罰より放射するのではなく社會の眼孔に浮び出る幻覺である、受刑者たりし本人已に改善して何等忌むべき點なく、その家族は尙毫も嫌ふべき事實を認めざるに拘はらず、その之を忌み之を嫌ふは是れを社會眼孔の幻覺と言はずして何と言はるか、出獄人保護の立場よりして、斯る社會の幻影を消除すること現代の一大急務である。

同情の感化 三月下旬假出獄を許された刑某、出獄後約一箇月を絶たる四月下旬に於て、その出獄後の狀況を報告し來りたる書中の一節に曰く。免因の私が社會一般より同情を以て迎へられ何等反情酌の不快なきに只喜び過去の罪を懺悔し此の免因の私が同

情せらるゝ、御佛はまだ此上に捨てたまはぬ御慈悲かと只々あやまり入りての感恩の生活に辿り居候。

右刑某は其居住の地方に於て有志家を以て自ら任じ亦人も許したる者、自己の或る一種の勢力を以て人に談判したる事が遂に罪として問はるゝことゝ爲つたもの、入監後當分の間は右談判の穩當を缺けることを反省することなく随つて裁判にも信服することなかつたが、入監後數月を経て佛の大悲を聴取し其同情の恩光に打たれて、漸く自己の行動の不穩當であつたことを反省すると同時に、裁判に對する感

指紋法の研究

(承前)

監獄局指紋部 藤井藤藏

五 弓狀紋類似の蹄狀紋

蹄狀紋の研究は、外端と内端との研究が要點であるから、外端と内端に付諒解することを得れば、自然蹄狀紋に對しても諒解し得らるる譯であるが、併し蹄狀紋たる紋様に就ても疑問に屬すべきものがあ

想も全然變はつて來て、併せて自己の精神に悞惱の情が無くなつたやうに見受けられた、その假出獄を許された時も之を政府の厚き同情として感受し、又歸郷し後郷黨の同情を以て歡迎せられたるに感激し、愈佛陀の同情より催ふされたる信念に限りなき快感を生じ、感恩の生活に入りて其營業に活動せるものと察せらる。出獄人たる者は何人に限らず、社會の排斥と同情と由て健全なる生活に對する向背が決せらるゝことは事實の證明する所である。

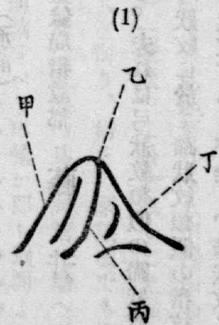
る。夫れは弓狀紋類似の蹄狀紋であると思ふ。即ち弓狀紋に於て蹄狀紋類似の指紋(例、蹄線を有する弓狀紋)あるが如く、蹄狀紋に於ても亦弓狀紋類似の指紋のあるのは止むを得ないのである。弓狀紋類似の蹄狀紋といふのは、指紋の下部の左

受刑者よりの反響

側若くは右側より斜に上部に向ひて走りし隆線が、指頭の中程に至りて分岐し、一線は引返して原と来りし方へ逆流し、一線は反対の側へ向ひて走り、原と起りたる側へ逆流せざる場合であつて、此場合に關しては、個人識別法に於ても亦指紋法解説に於ても説明されてないのである。故に分類者の見解に依て或は之を弓狀紋とし、或は又之を蹄狀紋として取扱はれて居るのであるが、詰り斯る指紋は弓狀紋とも亦蹄狀紋とも解釋し得らるべき共通線があるからであると思ふ。併し他面に於ける分類方法より類推するときは、本指紋は蹄狀紋と看做さねばならぬのである。

前に内端の部に於て述べたる如く、個人識別法は、二線相俟つて蹄線を形作つた場合は、之を蹄狀線と看做すのであるから（既記區別線(2)圖参照）、本案の如く、一の隆線が指頭の中程に至りて分岐して、其一線が逆流した爲め、蹄線を形作りし場合も（假令他方の一方の分岐線が反対の方向へ走ることもあるも）之

を蹄狀紋と爲すのは、當然のことであると思ふからである。



(1)圖は、指頭の下部の左側より斜に上部に向ひて走りし隆線(甲)が、指頭の中程に至りて分岐し(即ち乙

の點に於て)、一線(即ち丙線)は引返して原と来りし方へ逆流し、一線(即ち丁線)は反対の側に向ひて走れる場合を示したのである。

本指紋は、丁線を無視し、甲乙丙を通じて見るときは蹄狀紋なるも、之に反し、丙線を無視し、甲乙丁を通じて見るときは弓狀紋となるのである。但し既に説明したる如く、本指紋は、弓狀紋にあらずして蹄狀紋である。

以上は、一の隆線が指頭の中程に至り分岐したる爲め、或は蹄狀紋たり、或は弓狀紋たらんとする場

合の説明であるが、尙弓狀線内に在る一の隆線が、本来の弓狀線と相俟つて蹄線を形作るに至りし場合如何といふことも亦一の疑問である。但し此場合に於ても矢張り蹄狀紋と看做すべきものであると思ふ。



(2)圖は、弓狀線(イ)より(ハに至る)内に在る隆線(ロ)が、弓狀線(イ)の一部と相俟つて、蹄線を形作りし場合を示したのである。

本指紋は、紋様の大體より考察すれば弓狀紋たる觀を呈するも、既に蹄線の形作られたる以上は、之を蹄狀紋と看做さねばならぬのであつて、其内端は、蹄線の肩即ち甲の點である。但し此場合に於ても、内端と外端との間に計算すべき隆線なきときは、弓狀紋と爲すべきことは、説明する迄もないのである。

尙類似紋に付、蹄狀紋と弓狀紋との區別を明確ならしめんが爲め、次に圖示して見ようと思ふ。



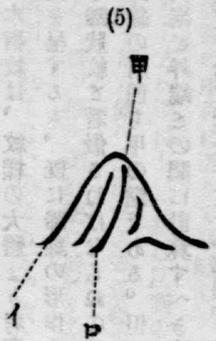
(3)圖は蹄狀紋を示したのである。(イ)より(ロ)に至る隆線を蹄線と爲すこと何人も疑はないのである。



(4)圖は、弓狀紋を示したのである。本指紋は、(3)圖に酷似するも、(イ)と(ロ)は元來個々の隆線であつて、夫れが上部に至り結合したに過ぎないのである。即ち本指紋は、(イ)線が上部に向ひて走り逆流して(ロ)の點に引返したものでないから、蹄狀紋と看做すことが出来ないのである。

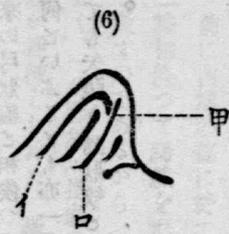
(5)圖は弓狀紋を示したのである。

本指紋は(1)圖に酷似する所あるも、(ロ)線は(1)圖の如く(イ)線が甲の點に於て分岐したるものにあらずし



て、全く別個の隆線である。故に若し(ロ)線の頂点が(イ)線と甲の點に於て接合せんか、夫れか爲め(イ)、(ロ)の二

線は相俟つて(分岐線にあらずとも)蹄線を形作ることになるのであるから、結局蹄状紋と看做さなければならぬことになるのである。即ち二線相俟つて蹄線を形作るといふことは、分岐線たるを、接合線たるとの區別を爲す必要がないのである。



(6)圖は、(イ)、(ロ)の二線が相俟つて蹄線を形作る觀なきにあらざるも、別個の隆線なるに依り、之亦蹄状紋にあらずして、弓状紋である。

故に若し(イ)線が伸びて甲の點に於て(ロ)線と相接合
 状紋の中央部(中心あれば中心)と相對する三角島の一角である。

渦状紋の標準角は、蹄状紋に於ける外端の如く、(イ)二線の接合に依り成るものあり……又、(ロ)二線相接合せんとして接合せず、互に並行して走。去るあり。(イ)の場合に於ける標準角は其接合點、(ロ)の場合に於ける標準角は、二線が並行を始むる點である。而して(イ)の場合は蹄状紋に於ける外端と一致し、(ロ)の場合は蹄状紋に於ける並行外端の基點と一致するのである。従つて、標準角と外端とは、凡ての場合に於て一致すべきものであるといふことは出来ないのである。即ち二線接合せずして並行する場合が夫れである。

蹄状紋に於ける並行外端の場合は、先づ以て二線が並行を始むる中間の一點を基點と定め、而して其基點より内端に向つて引きたる直線が、最初に觸れる線若くは點を以て外端とするのであるが渦状紋に於ては、二線が並行を始むる中間の一點を以て直

し、蹄線を形作るときは勿論蹄状紋となるのである。尙(イ)線が(ロ)線と相接合せずとも、蹄線を形作りし儘伸びて、其伸びたる線に、外端より内端に向つて引きたる直線が觸れたるときは、蹄状紋となるのであることは、既に説明した所である。(直線に觸れざる逆流線(2)圖参照)

六 渦状紋

一、標準用

渦状紋は、普通二個の三角島(外角)を有す、而して渦状紋に於ける三角島は、蹄状紋に於ける三角島と大差なく、唯蹄状紋に於ける三角島は、中核蹄線が逆流する方向の反對の側の下部に於て之を見るも、渦状紋に於ける三角島は、渦状紋の中央部を標準とすれば、其下部の左右兩側に於て各一個づゝあるを普通とすることは、個人識別法の示す所である。

蹄状紋の三角島に對し外端を見出すが如く、渦状紋の三角島に對しては標準角なるものを見出さねばならぬのである。而して其標準角たるべき點は、渦に標準角とするのであるから、此點に於て標準角と外端とは一致しないのである。

個人識別法に於ては、渦状紋に於ける三角島は、蹄状紋に於ける三角島と大差なしと示しながら、其差異點に就ての説明が徹底して居ないように思はれる。夫れは、前述の如く、唯蹄状紋に於ける三角島は、中核蹄線が逆流する方向の反對の側の下部に於て之を見ると雖も、渦状紋に於ける三角島は、渦状紋の中央部を標準とすれば、其下部の左右兩側に於て各一個づゝあるを普通とすることが、兩者の異なる點であつて、他は全然同一であるや否やが判然して居ないのである。

左側標準角は、其標準となるべき一角の下部の一邊を成す隆線を、右方に追行するのであるから、接合の場合たると、並行の場合たるとに依て、其結果に於ては何等異なる所がない、又右側標準角が接合の場合に於ても格別疑義が生じないのであつて、此場合に於ては詰り外端を指定すると同様に標準角を指

定すれば宜いのであるが、茲に研究の要あると思ふ事柄は右側標準角が並行線に依て成る場合である。即ち渦狀紋の並行標準角に就ても、蹄狀紋に於ける外端の場合と同様に次の要項を適用すべきや否やといふことが疑問となるのである。

(1)、三角島を形作る所の並行する二個の隆線の間に介在する棒狀線は、之無きものと同一視して標準角を指定し、且つ線數計算上之を除外すべきや否や。

(2)、蹄狀紋に於ける並行外端は、其基點(即ち二線が並行を始むる點)より内端に向つて引きたる直線に、最初に觸れたる線若くは點を以て外端とせり、然るに渦狀紋に於ては、二線が並行を始むる點を以て標準角と爲すが故に、其間一個の差あるのみならず、其標準角(即ち二線が並行を始むる點)より追跡線(上出線の場合)に向つて引きたる垂直線に、最初に觸れたるものが點なるときは其點は之を三角島の一邊と看做すべきや否や。

隆線若くは斯る一邊と同一視すべき隆線を除外して之を計算すべきものなることを明示せり。(第三版)個人識別法第二版は、渦狀紋の計算に關し「四個と言ひ三個と言ふは上出線(若くは下出線)及び三角島の一邊を形成れる隆線を除外して之を計算するなり」と説明するに止め「若くは斯る一邊と同一視すべき隆線を除外する」といふ字句は第三版に於て挿入されたのである従つて第二版は「渦狀紋の計算實習」の款に於ても、標準角が並行線の場合に在ては、標準角(即ち二線が並行を始むる中間の一點)より、上出線に向つて引きたる垂直線が、最初に觸れたる隆線をも之を計算したのであつたが(下出線の場合)、或は計算するあり、或は計算せざるありて區々に出づ、第三版に於ては之を除外し、其次の線より計算することに改められたのである。即ち實例第十五號(1)圖の説明(二版、三版共一五九頁)を見るに、第二版に於て「茲に注意すべきは、兩線並行を始むる點より追跡線に至る隆線を數ふるには、垂直線第

前掲(1)に對しては、二個の隆線の中間に在る棒狀線(所謂介在線)は之無きものと同一視すべく。又(2)に對しては、二線が並行を始むる中間(即ち標準角)より、上出線たる追跡線に向つて引きたる垂直線に、最初に觸れたるものが點なるときも、三角島の一邊と看做し、計算上之を除外したる方が取扱上便宜であると思ふ。當指紋部の取扱も斯くしてあるのみならず、蹄狀紋に於ける外端を指定するので一致する譯となるのである。

個人識別法は、右側三角島に於ける標準角となるべき一角若くは標準角と看做すべき點(標準角を形成する二線が相接せずして並行を始むる點)を基點とし、追跡線たる上出線若くは下出線に向つて、垂直の想像線を書き、之に觸るる所の隆線三個以内なるときは中流渦狀紋とし、四個以上なるときは、上流(上出線の場合)又は下流(下出線の場合)渦狀紋と爲すべきこと、及び以上四個と言ひ三個と言ふは、上出線(若くは下出線)及び三角島の一邊を形成れる

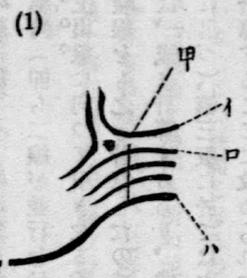
一に觸るる隆線をも算入せざる可からざることは「なり」とあるを第三版は「……垂直線第一に觸るる隆線は之を算入す可からざることは是なり」と訂正し、全く正反對の計算法に改められたのである。

元來並行を始むる中間を標準角と爲したる以上は、該標準角より追跡線に向つて引きたる垂直線に觸れたる線は、第二版に於て説明する如く、第一線より之を計算したる方が適當であると思ふ(就中上出線の場合に於て)。而して第三版に於て、之を除外して第二線より計算することに改めたるは如何なる事由に基くか明かならざるも、要するに蹄狀紋に於ける外端の場合と一致せしめんと爲したに外ならぬと察せらるるのである。併し理論は兎も角、當指紋部は第三版に據て取扱つて居るのである。詰り第二版に基いて分類するものと、第三版に基いて分類するものと、一致を缺く譯であるから、特に注意して置きたいと思ふのである。

(1)圖は、右側標準角が並行線に據て成る場合を示

したのである。

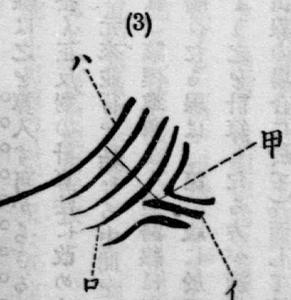
(イ、ロ)の二線は三角島を形作るべき並行線にして、(ハ)は追跡線なり、而して(甲)は二線が並行を始むる中間にして、即ち本指紋の標準角なり。



本指紋を計算するには標準角(即ち(甲)の点)より追跡線(即ち(ハ)線)に向つて垂直線を書き之に接觸する隆線何個なるやを見るものにして、(ロ)線は垂直線が第一に觸れたる線(所謂三角島を形作れる一邊と同一視すべき隆線)なるを以て之を除外すべく、又(ハ)線は追跡線、即ち左側標準角(乙)の下部の一邊を爲す隆線なるを以て、之亦除外せざるべからず、結局右側標準角と追

跡線との間に在る隆線は之を二個とし、本指紋は中

流渦状紋にして其價は八である(個人識別法第二十二圖参照)



(2)圖は、右側標準角が接合する場合を示したのであつて、(甲)點は即ち標準角なり。(イ)線は所謂三角島の一邊を形作れる隆線にして、(ロ)線は追跡線なれば、計算上(イ、ロ)の二線は之を除外せざるべからざるに依り、本指紋も亦右側標準角と追跡線との間に在る隆線は二個となるのである。

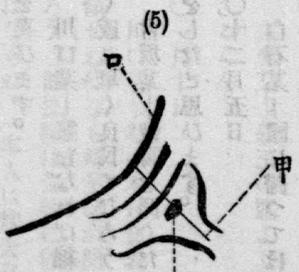
(3)圖は、右側標準角と成るべき並行線の中間に一個の棒狀線(所謂介在

場合を示したのである。(イ)線は即ち棒狀線なり。

本指紋の計算に就ては、二線が並行を始むる中間線(ある(甲)點)より追跡線(ハ)線)に向つて垂直線を書き、該直線に觸るる隆線何項あるやを見るのであつて、(イ)線は介在線なるに依り之なきものと同一視すべく、(ロ)線は三角島の一邊と同一視すべき隆線なるに依り之を除外すべく、(ハ)線も亦追跡線なるに依り之を除外せざるべからず。故に本指紋は標準角と追跡線との間に在る隆線は二



個にして中流渦状紋である。(4)圖は、右側標準角が並行線に據て成る場合を示したのである。甲點を標準角とし、該標準角より追跡線に至る隆線は一個と計算しなければならぬのである。



を示したのである。個人識別法に於ては、此場合に關し何等言及する所なきも、蹄狀紋の外端に於けるが如く、點も亦線と同一視する方可なりと認む。本指紋に於ける(甲)の點は標準角にして、(イ)なる一個の點は三角島の一邊と同一視して計算上之を除外するを要す。(ロ)なる追跡線も計算せざるに依り、標準角より追跡線に至る間の隆線は二個となるのである。(未完)

(5)圖は、右側標準角が並行線に據て成り且つ三角島の一邊となるべき部分が線にあらずして點の場合



少年の日記帳から

兒島 三郎

本誌四月號に於て私は岩國分監の過去及び現在に就て聊か報告致して置きましたが夫れは多く過遇の方面であります。監獄の處遇及び教育に依つて少年が如何に養育せられたつあつたと云ふことは、少年自身の觀察によつて觀察するを適當と思ひますので、大正八年十二月以降一年間の日記帳から其の感想を抜萃して面白き節々を紹介することに致しました。

○十二月三日

越智某一人は假出獄にて歸る自分も大に謹慎して早く歸りたい。分監長の鬼の鏡と云ふ御話を聞き大に感心しました。窓の光の復活と云ふことを讀で大に働く決心をしました。

鳴東某一人は監獄に來て健全なる身體となつたの

仁宮某一人作業の大切なるを思ひ志氣を練磨する上に功力あると感じました。私は今日の境遇は赤子に更になりたものと思ひました。

○十二月十二日

白石某一人省みれば社會にて窃盜の爲め忍び入りし家は十八戸刑期十八ヶ月一月に一ヶ月の割なりと思ひ其一ヶ月の作業が謝罪の月と考へ大に勉めん。

○十月十五日

柿原某一人乞食してでも此様な悪事は出來んと悟れり。

小野某一人日に増す寒さにつき滿洲軍の勞苦を思ひ一方は國の爲我等は國の厄介なりと知れり。

○十二月廿五日

沖野某一人寒さが烈しいので親の恩が知れました。桶本某一人親のことを思ひ出して悲しくあります。三好某一人物價騰貴の爲に兩親は餘程心痛せらるることと思ひます。

○一月七日

石谷某一人初犯の時官吏殿が一生涯監房に居るぞと言

少年の日記帳から

を喜びます。

川口某一人寒むなれば綿入を着させて貰ふ實に有難く感じ早く良民とならうと思ひます。

吉坂某一人教誨を聞いたたびに取かへしのつかぬことをしたと思ひます。

○十二月五日

白石某一人國に歸つてほめられた夢を見ました。晩の茶をいしくありました。年末にて我家にあれば忙しいに監獄にては休む時間が多い身分に過た生活である。

○十二月八日

はれた事を思出し面目なきことと思ひました。

松本某一人誠に悲しい正月をいたしました而し御上の恩

は有難く感じました。

○一月八日

末光某一人新玉の窓より拜む御光は我故郷をへだてざるらん。

○一月十日

川口某一人私は本日賞表を戴きました將來は益々謹慎せねばならぬ父母が聞たら定めて嬉しく思ふてあらう。部長様は食物に砂があると言はれた注意せねばならぬ。(本人は炊夫なり)

○一月十七日

久保某一人行狀をよくして作業を替へてもらはねば麥稈工にては手が冷くて出來ぬ。

清水某一人二十八號さんを掃除夫に戻して貰ひたい

○一月廿二日

矢田某一人擔當殿より「規律を守り列を正しくせよ」三好某一人富胃の流行を聞き兩親や兄の身の上を思

ひました。

○一月廿七日

二井田某一言ふて歸らぬ事ながら何故に父や兄様の云はれることを聞かなんたであろうか實に働いて居つたなら病氣にかからなんだなら母上様が生きて居られたらこんな愛目を見まいにと雪が降るに付き身に獄則の嚴さを感ずるに付き思出し後悔して居ります。

○一月廿九日

藤井某一昨夜父母兄弟と共に食事をした夢を見ました本當であつたら嬉しきことであろう。

沖野某一教誨を聞く度に親へ孝行國へ忠義をせねばならぬ改心をせねばならぬ心に銘せられます。

○一月三十一日

森川某一親は私のような悪いものでも色々心配して下される……私は二歳の時父に死なれ其後は母に連れられて成長したのを思へば實に不孝ものぢや又父の顔を知らないのが何よりも悲い。

教誨師殿より御通知を受け尙御經迄誦して頂き誠に嬉しい事なり。

○三月三日

石谷某一二月の月は行狀が悪い爲に五日の延長を受けました本月は善くして取り返そうと思ひます。

門戸某一私は歸て父母に今迄の悪い事を御詫をして今日迄の有様を御話して悲んだ夢を見ました。

○三月九日

谷口某一今日は今迄左官手傳をして居りたに午後に至り糸繰に行けと云はれはすかしいことと思ひます。

○三月十九日

野田某一今回帽子の新品を貸與され嬉しくありました此の如く精神の正邪交換が修養と思ひて日々服膺して居ります。

○三月廿五日

出來某一家に書信を出したるに最早一月を経過せる(に)返事がない両親の様子が聞きたくあります。

少年の日記帳から

○二月二日

檜本某一夜中汽車の音を聞きて望郷の念ひに打たれ不意に涙を流せり淺間しき身なりと。

○二月十三日

中村某一人の母上が遠方より面會に來られた實に両親の揃ふて居られる人は仕合である私等は不幸である。

○一月十六日

澤井某一手足が痛くなければ人に作業は負けぬ人に負けるのは淺(殘)念であります。

○二月十八日

出原某一某の假出獄になりたのか嬉しかつた。同し所であるのに先に歸られるに付親に申譯がない三人の中で私がまだ居るかと思へば胸がさげんばかりに(な)ります私はまだ修養が足りないのかと思へば悲しくあります。

○二月廿四日

加治村某一本日は親の忌日なりしも忘れ居たるに

○四月十日

越智某一放免日も手近になりました出監後は松山保護會に入れて貰つて仕事を一生懸命勤め度。

○四月十二日

平野某一父が面會に來て色々親切に言ふて呉れたがどうも別に有難くも嬉しいとも悲しいとも何ともなかつた只氣に懸るのは祖父及母妹の事が氣に懸る父は如何に云ふても自分は父の言葉は信じない母の切なき心中を察するのみ(父は窃盜四犯の前科者なり)

○四月二十日

石丸某一修身書を見たとき自然と學生時代の事を思ひ出したあゝ馬鹿なことをしたと氣が付たとき一時に涙が出た何事も自業自得だ。

○四月廿四日

中村某一晝夜獨居の人が自分の罪惡を悔ひ父母に濟まんと云ふて死んだとのこと自分も只ならぬ罪惡を犯した身分でありながら生き長らへて居るのが恥

入る次第である。

○五月十三日 谷川某—この三級に居るのは牛と同じ様に食事も便所も一室にある人間が牛と同じ様な所に住むと思へば悪いことはならぬと思ひます。

矢木某—私は父の死したる夢を見ました今父が死なれたら母兄弟はどうかと心配しました之れが正夢でなければよいがと思ひます私は改心したことを父に知らせることが出来ぬかと思ひます。

○五月廿四日 有本某—母上が来て作業を教て下された事を夢みました今日は死(んだ)母様の忌日であります念佛を上げました。

○五月廿四日 本原某—一級に上るときは必ず裁縫の仕事させて貰ひたい營繕に出ては修養が十分出来ません人員の少い所で静に仕事をするのが希望であります。

○五月廿七日 加藤某—今日麥の生長したるを見て両親が多忙の

○七月十七日 細川某—今日母より手紙が来ました母の情け深い心がよく味はれました心配をして下さる母に私は無事に勤めて居りますから安心して下さいと心の中で念じました繰返し／＼讀みてゐました。

筒井某—某看守様を皆が鬼のやうに云ひますが私は佛様と思ふて居ります夫れは私等を助ける丈助けてそれできかねば叱られるのであります私は心より敬慕して居ります。

○八月廿四日 鈴木某—今夜の月は十日頃の月である盆が愈々来たのである悪い事さへしなければこんな思をすることはなかつたに残念に思ひます。

○九月二日 上田某—昨晚の夢に他所の豆を盗みて持ち逃げする所を見付けられ大に叱られた。

○九月廿二日 池田某—飛び出てよるべなぎさの拾小舟何處に宿

爲の難儀せらるることと思ひますと我身の上のことを思ひ悲しくあります。

○六月十五日 田村某—よくねればねるとのぞく蚊やの中、歌の深き慈悲の程思ひ出し自分の過去の罪の申譯なきを恥ぢます入監の御蔭で悟りました。

○七月六日 中村某—私は監獄に入監したので出獄してから友人が交際して呉れぬであろう實に友人に合す顔がない。

○七月七日 板本某—私はこんな日記帳は明日よりはいりませんここに書いたのに判を捺しなさい捺さんと承知しない。(生來性の犯罪者なり)

○七月十二日 眞部某—私は入監する迄は役員の人を見ると恐しくありました入監してから役人の方をたよりに思ひます。

らん濱千鳥哉。

○十月廿五日 城某—私が此様な囚人になる幼児よりの由來を二三日の間書して下さい私が悪事を初めたのは小學校二年生の時でした他の家の柿を盗たことだからであります。

○十一月十九日 小田某—明日の教誨はどんな御話かと楽しんで待て居ります有難き御話を聞いて精神修養を致します。

海外時報欄休載

今月は執筆擔當者の都合により乍遺憾休載致します。請ふ讀者諸君諒知せられんことを。

T 四人の告白

K T 生

宗教の意義を狭義に解するときには眞の信仰を意味するけれども、之れを廣義に解するならば嚴格なる意味の宗教生活のみを指すものと云はれない。若し之れを後者の意義に解して差支ないとしたならば——或救済者の存在を確信する精神状態としたならば、宗教生活を送らないものは極めて少いのである。即ち多くの人が此の精神的態度があると云はねばならぬ。

或學者は信仰を通俗的信仰、科學的信仰、情緒的信仰に分類して居るが、通俗的信仰を宗教生活なりとするならば多くの人が斯かる程度の信仰があると云はねばならぬ。吾々は何等かの動機に依り信仰を獲得するものである。殊に自己の罪惡に就いての悔恨が動機となつて救済者の信仰を發心することは明である。故に罪囚となり、拘禁生活を爲し、過去の

ては——其の後、書籍と御教誨で如來様の御慈悲といふことを知つたときは嬉しく思ひました。

第二、役人の取扱に就いて感じたこと、

入監當時作業上に就いて犯則して看守長殿から「此處に來てまで犯則するとは」との御訓示があつたことが自覺の動機となり、如來さまの御救ひを味ふことを得たのでした。

第三、見聞したこと、教訓となつたこと、

二期に進級してから晝の作業中看守殿の噂、食糧の話などを聞きました、其の折々獨居生活の自分の修養に大いに効があつて雜居にては不眞面目となり易く感じました。

意思を強固にせよ、正しき道を進め、そこに如來さまの御慈悲があると云ふ御教誨を度々痛切に感じました、入監して初めて宗教の趣味を得て佛書を読みました。

第五、自覺したこと、

丁 四人の告白

罪惡を追想し將來を豫想し、煩悶悔恨遣る方なきのとき、若し開道者があつたならば——假りにそれがなくとも救済者を憶ふに相違ない、彼れが「もう一生日蔭者で暮らさねばならぬか」と思ふと苦痛に堪え得られない。其の際教誨師の教誨に依つて「如來様の御慈悲と云ふことを知つた」と云ふのは即ち入信の初念にして信仰獲得の端緒である。

彼れが如來様の救済に依り、救はれることが出来ると思つて、佛書を愛讀したり、また、出獄後三年間監獄生活と同一の生活をして奮闘する決心であると云ふのは、正に救済者の救済を信する所の精神的態度である。假へそれが通俗的信仰であるとしても——甚深なる信仰でないとしても之を或信仰——少くとも低級なる宗教生活と云つて差支ないと思ふ。

左の出監感想録は丁四人の告白である、

第一、苦しいこと、楽しいこと

入監當時自分はもう一生日蔭者で暮らさねばならぬかと思つたときの苦しみ、こんな身になつ

克己の最大必要を覺り、正しき道を行けば如來さまは私を御救ひ、御護り下さると云ふことを誰にも、何とも言葉で語られぬことを確に自分は悟つたと思つてをります。何事も此の身體を以て奮闘する決心堅固です、三年間此處の生活状態で勞働する考です。

し 嚇 棒 泥

近來米國に行はれてゐる泥棒嚇しの二三の考案を御紹介する。

(一) 盜賊が扉に手をかけると矢處に自動車のツツム(ホーン)が鳴り出す。こゝに於て盜賊は驚き恐れから侵入を中止して逃げる。

(二) 扉の把手に電氣仕掛があつて、之に手をかけると強烈なショックを感じる。泥棒は入口からこの有様だから中はどんな仕掛があつてもかも知れぬ、こりやうつかり入られぬぞと断念する。

(三) 扉を開けて室内へ入らうとするや俄然ガタ／＼と激しい音がする。之は電氣振動器が鳴り出したのである。彼は警官でも包圍したのかと狼狽して逃亡する。

(四) 今一つは室内に怪しい妻の女の人形を立て、置く、臆病な奴は氣味悪がつて逃げて了ふ。

監獄改良論(二)

前橋 田中秀實

獨居及暗室の弊害

凡そ上陳の事柄は多年の拘禁より歸れる人を視察する場合に留意すべきことである。我國に於ける人を救済する監獄にありては、凡て雜居制度を採り、獨居拘禁は只懲罰として使用せられてゐる。苟も彼と親密に交際するならば、獨居制度の弊害あることを直ちに悟るに相違ない。人は交友の凡てを失つた時は全く生活能力を失はねばならぬ。最も悪性なる自己の考にのみ常に閉ぢ込められる人は、頭腦爲めに能力を奪はれ、將來理性的生活を營むこと能はざるに至らしむることが往々ある。

懲罰の爲めに長らく暗室に入れられた私の同僚が、暗室生活の結果より生ずる精神異状を免がれる

暗黒に就いては全然之を承知して居らない。而して彼等が救済し、此の問題を巧みに處置する者は克く此の事實を諒解し、以て克彼等に同情し、正當に判斷して其の處置を錯らない様に努めねばならぬ。

監獄作業に就て

在監者の最も偉大なる幸福とする所は作業である。勞働運動の爲めにニューヨーク監獄に於ける在監人の作業全部が停止せられた時に、如何に強制的の怠慢が慘憺たる害悪であるかと云ふことを證明した。監獄製品に對して社會市場を保護する目的を以て撤文を飛された。其の撤文が通過するや否や直ちに同盟罷業が實行せられたので、監獄官吏は之に對する何等準備する餘裕がなかつた。是れが爲めに三千五百人の在監人は毎日一狭少なる監房に於て手を携いて坐食するの止むなきに至つた。或る者は理性を喪ひ、自殺を企つる者多く、或る者の如きは死を決してシングシング監獄の第六階から身を投げた者があつた。在監人に深き同情を持つ司獄官吏は彼

方法を發見したと云ふのを聞いたことがある。是れは何れの監獄にも多く實行せられて居り、又克く聞知せられて居ること、信じます。

其方法とは、監房内へ針を持たむことで、暗室中で數時間を経過すると頗る疲勞を覺るが、之を慰むる方法として、子供が手毬を遊ぶやうに、持ち込んだ針を投げ上げては、之を手又は膝を以て受ける、斯様なことを毎日の仕事とするのである。併し、悲しい哉、官吏に之を發見せられ、針は引上げられてしまふ。そこで精神病にならない様に第二の方法を案出せざるを得ぬ。此の方法は文字を逆尻から綴ることである。現在ホープ・ホールに居る人で前記の逆綴りを普通に書き流すやうに迅速に且つ正しく綴る者がある。それで私が「なせ斯様な無用無益と見られる事柄を教習したか」と聞くと、「それは癡狂にならない爲めにしたのだ」と答へた。嗚呼、吾人自由を有し、光明あり且つ幸福なる交友を有するものは、彼等在監人の直接遭遇しなければならぬ奮闘や

等を救済する爲めに全力を注いだが、其の最も困難であることを痛切に感じたこと云ふ。

不人情なる慘酷は斯の如くにして在監人を襲つたのである。勿論、外部の社會の辯明は次の様である。勞働者は救済せられねばならぬ。併し拘禁せられたる者に就ては國家が等しく責任を負はねばならぬ。而して國家は自由勞働の煽動者の一人が當時慘酷にも「在監者は發狂さしてもかまはない」と言つたやうなことは言ふて居るわけには行かぬと。要するに此の事件は國法に依りて、必要な物品は凡て之を在監人に製造せしむると云ふ法律の規定によりて調停せられた。大ニューヨーク州に於ては在監人で出来る仕事は何等申分のない迄に凡て彼等に與へて居る。幾多の新工業が漸次監獄に引入られ、以てニューヨークに關係ある問題は満足に解決せられた。此の計畫が成功すると間もなく一種の非難が再び勞働者側から起るのを聞いた。若し法律を改正することが出來得るならば、疑ひもなく此の仕事も亦た可

憐なる在監者から引揚げられたであろう。彼等の感情は「犯罪人をして精神病者たらしめよ、それが果して何事ぞ、國家は彼を監督せねばならぬ」と云ふに在るやうである。蓋し是れは甚だ淺薄なる見解である。世人の多くは今日は其面目なる自由労働者であるが明日は在監人となるであろうと云ふことを忘却してはならぬ。若しも在監人が健康を損ひ精神に異状を呈するに至つたならば世間は由々しい損害を蒙るであろう。勿論正義人道を以て人類を取扱はないやうになるのは喋々を要せず。監獄に於ける反抗暴動と云ふ如き悪風を生ずる原因は果して何ぞや、之を司獄官吏に尋ねると、彼は恐らくそは怠惰に原因すると答へるであろう。世人は如何なる業にも堪へ得べき在監人に特殊の作業を課すると云ふ制度を許さぬであろう。請負制度には之に反對する異論もないではないが、要するに司獄官吏に何等かの力を與へて在監人の怠惰を矯正指導する方法が行はるゝに非ざれば、現時監獄に流行する弊害を改善することが出来ぬであろう。(續)

聽診器を手にして

金澤 石崎 貧 樂

低能兒
教育の
大家來

北米合衆國の低能兒研究の大家ベンシルバニヤ州の「エルビン低能兒院々長ドクトル、マーチン、パー氏は此回支那に渡航の要務ありて其序に寄港上京せらるる權威ある同氏の途次を幸に東大醫科部の吳、三宅兩博士の斡旋により法醫學講堂に於て同氏の講演を一般に公開せり即ち演題は低能兒發生と社會的豫防に就ての一般的講話にして東大醫學部助教松田直樹博士の通譯にて頗る興味ある問題なりと云へり尙ほ府立松澤村精神病院を參觀し設備法の整然たるに頗る賞讃せられたりと云ふ。

監獄醫
は社會の
落伍者

近頃農商務省にては工場衛生向上の爲め高熱高濕の害毒調査を爲す爲めに鯉沼技師を各方面工場に派遣せりと云ふ調査の上害毒を認めたるときは豫防設備を施行す

聽診器を手にして

新刊

法學士 松平太郎氏著

「江戸時代制度の研究」

本書は「昔く舊文を搜り廣く故老に問ひ、刻苦十年稿を更むること七八回、漸くにして二千數百頁の大冊子を編成し、……嗚呼印刷の術開けてより刊出年々幾百千種、片々たる小冊子、展讀一過書を讀ふて復た顧みられざるもの多し、蒐集の勞、考窮の苦、精思研究年を積みて初めて成れる此書の如きは其類少し(鳥田三郎氏序)」
而して「卷中説くところ年始の登城、將軍の朝夕、供進の制、消防組織等隨所に當年の世情を偲ぶべく、公武法度の一篇以て著者が卓抜の知見を窺ひ、諸侯配置、中央地方の職制に、其該博なる蘊蓄を知り、結論幕府崩壞の所由を説く條にて綱々たる史眼を見るべし。(上田萬年博士序)」
かくの如く如く史的資料に豊富なることは勿論ながら特に吾人の見て以て大いに參考とすべきは幕府の消防組織、監察の制、守社奉行及所屬官制、町奉行と其所管——この中に囚獄、養生所、穢多非人頭、江戸の町吏と其掌務、火附盜賊改——人足寄場、其他擧げて數ふ可からず。
さればこそ史學の泰斗三上參次博士と其に「今や研究の結果を公にせらるゝに當り、之を喜ぶもの、著者已外に在りては、予は其の第一人者なるを信するものなり。武家制度研究会發行正價八圓五十錢 總ヶ羅斯藥版壹千頁、R生」

紹介

ると云ふ監獄の工場にも防寒防濕の調査も必要ならん誰か此邊に注意を拂ふ監獄醫なるもの刮目して可なり。「醫學及醫政」なる雜誌を觀るに監獄醫は社會の落伍者なりと喝破せり噫落伍者に甘んずるも亦遺憾なりと云ふべし。

鐵道院
の疲勞
調査

鐵道省にては現業課に勞働疲勞調査事業を起し、朝山醫學士其衝に當りつゝありしが右調査は作業能率如何に對する多大の問題なるを以て現在の施設を擴大し満足なる調査を遂行せんとするにあり。該事業は本邦に於ては始めての試みなるのみならず、現業勤務員に對する勤務時間制の基本をなすべき事業なるを以て、同省に於ては最も權威ある組織に依りて研究科程を完成すべき目論見なりと云ふ。

疲勞調査は多方面に向つて行ふべき必要あるものとす。監獄も亦た看守を始めとし夜業に従事せしむる囚徒の如き其疲勞程度を調査し社會工場労働者に標準を示すべき覺悟なかるべからず。

臨診器を手にして

監獄の職務に人乏し

輕部東京府學校衛生主事は福井縣の人に於て吾金澤醫學專の出身なり。曩に熱心なりき。然るに近來學校衛生事業に従事せられ、兒童身體發育早見表を編せらる。之れ兒童身體發育標準の決定に最も有益なる者にして余等少年囚を拘禁する特設監に於ても大に參考すべきものなりとす。輕部君の功勞多大なりと云ふべし。監獄醫其人に乏しきに當り、君の如き趣味を以て職務に従事する人を得ば斯界の幸なりと雖、近來監獄醫を志望するもの益減少せり、そは何れに原因するやを知らず。要するに趣味を以て監獄醫務に従事せんと欲するものに非ずして歡迎すべからざるなり。

疊の衛生的研究

和風住宅衛生上疊の意義は邦人の閑却すべからざるものなり。殊に傳染病と疊との關係は輕忽に附すべからざるもの、一なり。京都大學藤原九十郎氏は京都醫學雜誌第十六卷第十號に於て周密なる注意の下に疊表と

想樣狀態、(被害、追跡妄想等)、五、緊張病樣狀態、六、空想性誇大妄想症、七、好訴妄想型等に分つ事を得べし。

監獄内精神病者數は大正六年六月全監獄内の精神病者數、在監者の〇、八九%に當り同時に全國精神病者數は人口八四七名に對し一名なり之を歐米諸國に比すれば、遙かに少數なり又我國在監者精神病數は地方により著しき差ありて最少〇、一%最大四、四%平均〇、八九%なり。

監獄性精神病に就て之を總括的に記述すれば左の如し。

- 一、同病を發するもの、體質は概ね不安定病者にして累犯性々癖を帯び、癡猛なる性格のもの少し、寧ろ空想深きヒステリー性々格に近き人に多し。從て其罪質は微罪例へば輕微の窃盜、詐欺の如き者多し。
- 二、其病症には(一)昏迷狀、(二)早發性痴呆の感情鈍麻に酷似するもの、(三)幻覺、妄覺多きもの、(四)一見緊張病に酷似するも經過中病症の變化多く其病狀は外界の影響によりて左右せられ、伴病と思はる

臨診器を手にして

水液濕氣との關係を考究し新舊疊表の比較研究をなせり。

注目すべき監獄精神病

余は多年監獄醫務に従事し常に監獄精神病なる特殊の疾病あるもの信じて居りしに今回三宅博士は監獄と精神病なる題下に詳論せらるゝ所あり。

依て左に抄録せん。曰く一八五三年デル、ブリュックが監獄性精神病なる病名を下したる以來、種々の學說出でたるが、クレペリン以來其大部分は早發性痴呆なりとし、監獄性精神病なる固有疾病の存在を認めざるもの多きに至る。然るに近來に至り、再び同病を是認するに至りたり。以上を綜合する時には監獄内には監獄外に存在する普通の精神病以外に殊に監獄内に於ては變質者の體質の上に拘禁により、固有の精神病樣狀態を發する事は近時多くの學者より信せられ、假りに一括すれば一、ガゼル型癡癡狀態、二、レットケ型ヒステリー性癡癡狀態、三、短時間ノ癡癡狀態、四、妄

- るもの多し、(五)短時間の興奮錯亂、(六)昏倒其他發作樣狀態、(七)空想樣妄想樣狀態、(八)步行不能症、人に視らるゝ事を避くるもの等あり。
- 三、發病は犯罪後捕へられて直後なるあり又入監後間もなきあり。
- 四、經過は境遇の變らざる間は多年同様の狀態にあるあり、嘗ては經過甚だ長き事が伴病又は精神的原因に基くものと思考せられしも、こは誤りにてヒステリー者に其症狀の十年以上も續く事あると同様、本病にも經過頗る長きものあるべし、又境遇の變はるか、又は逃走するときは俄然其狀況に變化を來すあり。
- 五、治療後は多く其間の事を知らず、從て本病の本態は恐らくヒステリーに最も近きものなるべし、經過は久しきに亘るも痴呆に陥る事なし、

八百屋お七の放火罪

女性の囚人に於ては其犯罪行為が月經期に合致するか、否かを確めることは必要である。Earschaint Geboten. Bei

Wöchlichen gefangenen festzustellen, ob die kriminierte Tat mit dem Termin der menstruation Zusammenfallt. 八百岸お七の突飛大膽なる放火の原因的要素を推測せしむるに難くない。既に然りとせば今日の刑法より論ずると彼女の犯罪行為に對しては其責任を軽減せねばならない。蓋し月經機轉に因つて精神生活の影響を受けたる場合には、よしや月經性精神病を證明せざる時にも被告に對して量刑を軽減すべきものであるからである。Bei der beeinflussung des geistlichen Lebens durch den menstruation Vorgang rollen auch die, Wo kein men, Strucales irresin Nachzuweisen ist der Angeklagten Mindernde Umstanden bei der strafmessaging Zuerkannt Werden.”

怨は怨を以て

終に息むことを得べからず、唯だ忍のみ能く怨を息む、これを如來の法と名く。

釋迦牟尼

の總會に花を持たせ三年延長の決議権を與ふ、實に到れり盡せりと云ふべし、殊に此多年奉公の至誠を捧げたる文官に對し恩給に付き殊遇の制を設く、司法權を尊重し人格を崇敬する所以にして、殆ど一點の批難を加ふべき餘地なし。

道路説を爲すものあり、曰く貴族院一二の者が般に反對の旗色を示したるは其定年制の飛火を恐れたるものにして、一種の防火宣傳に外ならずと、成程近頃の如く、各地に大火在て所々に飛火す、防火宣傳も穴勝無理からざるが如きも、六十を越へし藥鐘頭への飛火は左まで國家の損失とはならざるべし。

監獄界は由來用意周到を以て稱せらる、飛火に就ては早く既に相當の設備有之べしと雖も、兎に角司法部の御隣に住居す、火之用心／＼とは口善惡なき京童の謠ふを、其儘茲に誌すことゝなせり、諸君請ふ是を諒せよ。

▽私設氣象臺

東北の風曇り後雨となる、二六時中既に此變化あ



東 聞 西 聽 誌

南 山 生

▽火之用心

司法官の定年法成る、慶賀に堪へず、違憲論を唱ふるものは所謂官と職との法理を混同せるものにして此點に於て既に化石たるを免がれず、更に化學の方面より考察し、實證的研究より立論せば、日本人は肉體の上より見るも精神の方面よりするも其精力は六十年を以て盡き爾後は唯情勢を以て進行するに過ぎざること、恰も三宅坂を降る電車に異ならず、從て何等の抱負なく、經綸なく、造詣なく、施設なく唯餘世に向かつて生活の安定を得んとする念慮あるに過ぎざるを大多數の心理状態とす、定年法は此點を參酌し中正の理に照し三年を延長して六十三歳となし司法の最高代表者を六十五と爲す、而も各院

りて天體正に斯の如し、況んや人體に於てをや、聞説上官の天氣之を推測するに難く、朝は東南の風晴なりしもの、午後は北東の風一天掻き曇りて後雷鳴甚しく下界を叱咤し、徒らに屬僚をして心膽を寒からしむ、茲に於てか私設氣象臺の必要あり、差向き其秘書役を陰陽技手に擬す、上官を問ふ者先づ陰陽技手に到り其天候の如何を訪ふ、只今は南の微風、晴なり御安心あれと答ふ、果して其言の如く百事無難に通過し低氣壓の見るべきものなし、訪ふ者欣々乎として技手を百拜して歸る。

時遅れて一人又陰陽技手に到り上司の天候を伺ふ、午前と異り北の風曇り雷雨の兆ありと告ぐ、來訪者震へ上つて蒼皇退散す、蓋此人屢々濃厚なる低氣壓の爲めに途方に暮れ往々腦貧血を起せしことあるが故ならん。

古の英雄は喜怒を色に現はさずして、豪傑は又泰然自若たり、今の長官は英雄に學び、上司は又豪傑に擬せざるべからざるは當然なり、然るに現代の英雄

は色を好む點に於て古人に學び、豪傑は又借金居
僱促の時にのみ泰然自若たるが如し、悲い哉、噫天
候と人候、更に私設氣象臺と陰陽技手に依て一段の
工風を必要とせん。

▽斷片零碎

御筆 先國家に禍して大本教の 本家遂に檢舉せ
らる、古より口は禍の門にして筆は禍の先なりと云
へり、これを思へば斯く申す拙者も迂濶に筆の先に
て書き立てたらんには崇があるぞよ、穴恐ろしや、
鎮魂歸神。

女人 に向ひ、他の女を褒むるは慎むべきこと
なり、そは其女の御機嫌を損する故なりと心理學を
究めたる某が眞面目に吾に教へたるどころなり、書
家、基客、詩人、學者などに對しても常に此覺悟ある
を要す、そは此種の人に女らしき男多ければなりと
は鑑識家の吾に教へたるどころ共に心得置くべきこ
とならん。

電車 汽車自己の脱線を忘れて乗客に對する公道

徳の標語を募集する類なり、左れど募集の基礎に矛
盾ありとせば當選の標語にたいしたものゝあらざる
は當然なり。

急がすばぬれざらまじを旅人の
あどよりはるゝ野路の村雨
請ふ此古歌を改造し洗練して向脛頰頸乃至腦震蕩の
豫防宣傳となし、一面には所謂焦心が處世の一大禁
物なることを悟らしめんには。

ハイ左様なら

「膝栗毛」の著者として有名な十返舎一九は、没する時門人等に遺
言して我死なば只此儘にて火葬すべしと命じた。死後屍を火葬場へ
送り、火を點じたところ屍中より數道の星火閃き出でたるに、此奴
は不思議と門人達がよく／＼検査して見ると、玩弄の線香火花二三
本を體にくりつけてゐたのであつた。死んでから後にまで、滑稽
をもつて人を愚弄するところに彼の面目は存してゐる。辭世に曰く、
この世をばドリやお暇に線香の
烟となりてハイ左様なら

統計

大正十年二月中入出監並月末在監人員

(△ハ減)

受刑者	越員		入監		出監		現員		前月末日	前年同月	前月比較	前月比較	
	刑事被告人	勞役場留置者	男	女	男	女	男	女	現在	現在	△	△	
刑事被告人	刑事被告人	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
四七、二五一	三、一五八	二、七九八	三、一一〇	四六、九三九	四七、二五一	五〇、六四三	△三二二	△	三、七〇四	△	△	△	△
二、七二六	二、二五〇	二、七四九	三、一三五	一、一五八	一、一五八	三、五三六	△	二、三三〇	△	△	△	△	△
二二八	二二五	一七八	一五五	二二八	二二八	一、二一九	△	二、七	△	△	△	△	△
二二五	五	六	二二	二二	二二	二二	△	一、五	△	△	△	△	△
四八、八六〇	一、七〇〇	五、四九六	五、七六三	四八、五九三	四八、八六〇	五二、三九三	△	二、六七	△	△	△	△	△
一、七〇〇	二三八	二三八	二八〇	一、六五八	一、七〇〇	一、九五二	△	四、二	△	△	△	△	△
五〇、五六〇	五、七三四	六〇、四三三	五〇、二五一	五〇、五六〇	五〇、五六〇	五四、三四五	△	三、〇九	△	△	△	△	△
一三八八	刑事被告人男	八人アリ											

大正十年二月末日現在受刑者刑名表

(△ハ減)

刑名	男		女		前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
	現在	減	現在	減	現在	現在	△	△
無罪	六七一	三二	七〇二	六九八	六九八	六六八	四	三四
十五年以上	一、四二〇	四四	一、四六四	一、四五四	一、四五四	一、三六八	△	九六
十五年未満	一、七九六	五〇	一、八四六	一、八四七	一、八四七	一、八六二	△	一六
十年以下	九、七四一	二八八	一〇、〇二九	一〇、〇二七	一〇、〇二七	九、八二三	△	二〇六
五年以下	七、八一〇	二三八	八、〇四九	八、一二〇	八、一二〇	八、四二三	△	三五四
三年以下	六、二二一	二四九	六、四七〇	六、五七六	六、五七六	七、〇二五	△	四五五

統計	罪名	男		女		計	前月末日現在	前年同日	前月比較	前年比較
		現	計	現	計					
竊盜	竊盜	二四、八八四	六三一	二五、五一五	二五、七四〇	二七、五三三	二二、五二五	一、九九八	六	七
強盜	強盜	二、二八六	一四	二、三〇〇	二、二九四	二、二九三	二、一五八	四一八	五八	一
賭博及ヒ富籤	賭博及ヒ富籤	一、七二〇	二〇	一、七四〇	一、六八二	一、六八二	二、四六四	三九九	四四	四
詐欺及ヒ恐喝	詐欺及ヒ恐喝	四、九六四	一〇一	五、〇六五	五、一〇九	五、一〇九	二、二九〇	三五四	三五	三
贓物ニ關ス	贓物ニ關ス	二、〇四〇	一六	二、〇五六	二、〇九一	二、〇九一	六六三	一三九	七	〇
毀棄及ヒ隱匿	毀棄及ヒ隱匿	四九三	三一	五二四	五三一	五三一	三三五	一七	一	〇
通貨偽造	通貨偽造	三五	一	三五	三六	三六	一〇九三	一七	二	〇
文書、有價證券偽造	文書、有價證券偽造	一〇五	一	一〇六	一〇五	一〇五	一〇九三	一七	二	〇
印章偽造	印章偽造	九九四	一〇	一〇〇四	一〇〇六	一〇〇六	二七	二七	一	〇
偽證及ヒ誣告	偽證及ヒ誣告	二八	一〇	二八	二七	二七	二七	二七	一	〇
偽證及ヒ誣告	偽證及ヒ誣告	三五	一	三五	三五	三五	五七	二二	三	〇
偽證及ヒ誣告	偽證及ヒ誣告	三五	一	三五	三五	三五	四四	九	二	〇
傷害	傷害	四三〇	一一	四四一	四四一	四四一	四四	二	一	〇
傷害	傷害	一、九八五	二七	二、〇一二	二、〇〇六	二、〇〇六	四四八	四	二	〇
殺害	殺害	二、六一三	二〇	二、八〇二	二、八〇三	二、八〇三	二、六五七	九	四	〇
殺害	殺害	二二	一	二二	二二	二二	一、九二七	八五	九	〇
嬰兒殺害	嬰兒殺害	一一	一	一一	一一	一一	二、六五六	一五七	五	〇
逮捕及ヒ監禁	逮捕及ヒ監禁	一一	一	一一	一一	一一	一五三	一四	一	〇
逮捕及ヒ監禁	逮捕及ヒ監禁	一一	一	一一	一一	一一	一五三	一四	一	〇
墮胎	墮胎	一一	一	一一	一一	一一	一五三	一四	一	〇
公務執行妨害	公務執行妨害	四六	三	四九	四八	四八	五五	六	一	〇
逃走、犯人藏匿及ヒ隠滅	逃走、犯人藏匿及ヒ隠滅	三四	一	三五	三五	三五	四〇	六	一	〇
隠滅	隠滅	五六六	一	五六七	五六七	五六七	一、一〇五	三〇	三	〇
計	計	五九七	一	五九七	五九七	五九七	三〇	六	三	〇

大正十年二月末日現在在監受刑者罪名表 (△減)

統計	刑	刑										計			
		無期	十五年以上	十五年未滿	十年以下	五年以下	三年以下	二年以下	一年以下	六月以下	三月以下				
受刑者の年齢計	受刑者の年齢計	四一、九六一	一、三二五	一、三六五	一、五二七	四三、三二六	四六、九三九	一九、三三五	二七、四八一	四六、八一六	一、四〇〇	二、一四七	四三、六六八	四七、二五一	五〇、六四三
受刑者の果初犯計	受刑者の果初犯計	四、五三六	一、三二六	一、三二六	一、五〇〇	四、八一六	四、七〇九	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六
合拘留計	合拘留計	四、五三六	一、三二六	一、三二六	一、五〇〇	四、八一六	四、七〇九	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六
拘留計	拘留計	四、五三六	一、三二六	一、三二六	一、五〇〇	四、八一六	四、七〇九	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六
利	利	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
固	固	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
禁	禁	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
計	計	四、五三六	一、三二六	一、三二六	一、五〇〇	四、八一六	四、七〇九	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六	
前月末日現在	前月末日現在	一、〇七七	七、六八九	二、八九五	七、一〇	五〇、五二〇	二、七五	二、七五	二、七五	二、七五	二、七五	二、七五	二、七五	二、七五	
前年同日	前年同日	一、〇七七	七、六八九	二、八九五	七、一〇	五〇、五二〇	二、七五	二、七五	二、七五	二、七五	二、七五	二、七五	二、七五	二、七五	
前月比較	前月比較	四二	△一、二七八	七七	△一、一五三	六一	△	五七	△	一一	△	二七	△	二七	
前年比較	前年比較	四二	△一、二七八	七七	△一、一五三	六一	△	五七	△	一一	△	二七	△	二七	

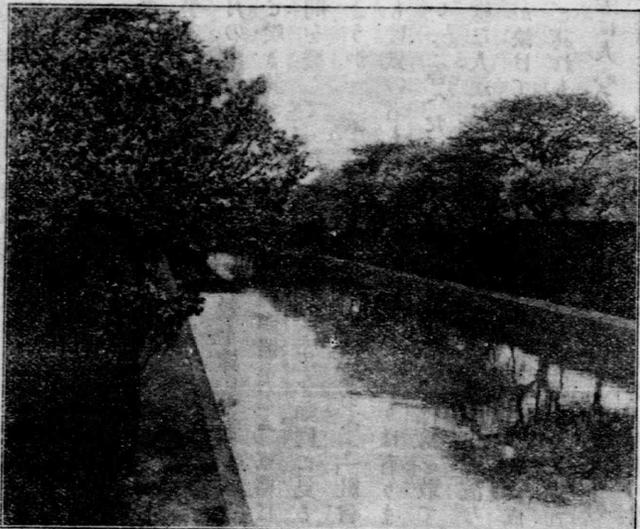
統計

放	住居ヲ住ス	略取及ヒ誘拐	其他	陸海軍刑法	森林法	郵便並電信法	其他	警察犯處罰令	廳府縣令及ヒ警察令	總計
一、二一四	一五九	一一〇	一七三	四五、〇三三	四八	一一〇〇	一一三	一一一	三三九	四五、四一二
二五二	二	一〇	二二	一、四九六	一一	一一	三	四	三一	一、五二七
一、四六六	一六一	一三〇	一八五	四六、五一九	一一〇	一一三	一五五	七三	四二〇	四六、九三九
一、四八九	一六三	一二三	一七八	四六、八〇二	四六	一一〇	一六一	九〇	四四九	四七、二五一
一、五三二	一九四	一〇五	二〇七	五〇、二四六	四二	一一〇	一一〇	一一〇	三九七	五〇、六四三
二二三	二〇	七	七	二八三	一	一	六	八	二九	三一二
六六	三三	二五	二二	三七七	六	一九	四五	五	二三	三、七〇四

▽△昔の千住御殿—今の小管監獄

小管監獄 東京府南葛飾郡南綾瀬村大字小管ニアリ地ハ元徳川幕府
 裕世ノ始メ諸侯ノ參勤交代ニ當リ將軍自ラ送迎ノ禮ヲ行ハレシ處ニ
 シテ千住御殿ト稱セリ後三代將軍ノ代送迎ノ禮廢止セラレテヨリ僅
 ニ將軍放鷹遊獵ノ休憩所トナリ一時幕臣某ノ所有ニ歸セシモ舊趾ノ
 尙存スルヲ以テ文化ノ初年幕府ハ備荒貯蓄ノ制ニ則リ數十棟ノ稻藏
 チ茲ニ建設シ數十萬石ノ米粟ヲ貯藏セシメタリ其後明治ノ聖代トナ
 リテ小管縣ヲ茲ニ置カレ三年廢縣後二東京府ノ所轄トナリテ煉瓦製
 造所ヲ設ケ明治十一年西南戰亂後賊徒ノ受刑多キヨリ監獄増設ノ必
 要ヲ生シテ茲ニ獄舎ヲ建築シテ小管監獄ト名ケ警視局ニ於テ所轄シ
 次テ明治十二年四月東京集治監ト改メ内務省ノ所轄トナリ明治十七
 年ヲ設ケ同二十一年改築シテ大ニ面目ヲ改メ其後三十三年司法省ノ
 直轄ニ移リ三十六年監獄官制改正ニ依リ小管監獄ト改稱シ以テ今日
 ニ至レリ

寫眞ハ監内ノ一部ニシテ正ニ千住御殿ノ遺跡ナリ櫻樹ノ大部分ハ何
 レモ當時ヲ語ルニ足ルヘキ老木ニシテ花時ノ美觀音ノマカラズ、遙
 ニ見ユルハ「感應橋」ナリ住時ノ親櫻樹ヲ改修ノ際教訓ヲ意味シテ感
 應橋ト改メタルモノナラン他ニ洗心橋、三音橋、奎運橋等アリ何レ
 モ實物教育ニ資セラル



今の小管監獄

美的觀念の教養

小菅 尾原 靜 乘

上

永らく軍醫監を勤めて居られた老軍醫が一日陸軍大學の教官と共に小菅監獄へ參觀に來られた時恰も四月の中旬で監内の一隅には數十株の櫻花が今を盛りと咲き誇つて居た。(寫眞御參照を乞ふ)軍醫は先づ問を發して「在監者達は此の櫻花を如何に見るでしょうか」と云ふのであつた、私は取あへず「社會の人も監獄の者も花を見る眼に大した變りは有りませまい」と答へた。スルト軍醫は「慘忍な行爲を敢てする様な人達は花を賞すると云ふ様な美的な風流な觀念が缺けて居りはすまいかと云ふのであつた。成るほど其れも確かに一理があります話が段々と進んで『美は人心を和らげる最も強い力のある者で此の美麗な櫻花が、此の下を通る幾多の者及び此花の附近で終日勞役に服して居る人達に何れ程美的觀念を與

の如何に大なるかを深く感じました。

出監者が監獄の嚴めしい鐵門を出て歩を郊外に移すと暫時立ち留て四方を眺める、是れは五年も十年も永い間監内で單調な眺めに厭て居た人が俄に自然界に放たれてみると青々とした田畑、廣々とした原野或は洋々たる流れに船、遠く橋を渡る人、或は谷間を通る汽車而も其煙が帯の様長く曳て雲に連る有様杯實に曰ひ盡せぬ自然界の變化、自然界の美觀何人も恍惚とせざるを得ないのである。

繪畫も彫刻も美術と云ふて共に人心を和げるものではあるが之は小美であつて廣大なる自然美には到底及ばぬ。私は過般甲府に旅行して山川の美と云ふ事を第一に感じました。甲府の市街は四面悉く山で南には富士、北には八ヶ嶽、東には三國山、西には駒ヶ嶽、斯の如く何れの方面も山岳起伏し而も遠近に依て山色に濃淡が分れる。私は思はず山岳美を叫びました。

武田信玄公の城趾は甲府北方の山麓、躑躅ヶ崎と

美的觀念の教養

へ人情を美化して居るかもしれぬ」と申した事であります。私が仙臺に居た時の事でありますが有る恐るべき重罪を犯して甚く新聞で悪名を流した某囚が終日獨房に拘禁されて居りました、有る夕方訪問しますると喜色満面謂ひ盡せぬ程、悦びが現はれて居るので其原因を尋ねると「今しがた美麗な蝶が一羽私の獨房に訪れて來た」と云ふのであつた、終日孤獨に厭きて居る某に取ては一羽の蝶も非常な慰安者である、終日單調に厭て居る某の眼には蝶の羽紋が何れ程美麗に映じたかも知れぬ、其れから四五日過ぎての有る朝訪問してみると某は何か頻りに悲觀し苦惱して居るので其原因を尋ねて見ると「監房の扉の隙から斜に見へる道路の飛石の間に蓮花草が二三輪咲きかけて居た、昨夜の雨で今朝は其花もさぞ活々として居るで有らうと想像して居た甲斐もなく今しがた掃夫の掃の先で其花も何處へか飛んで仕舞つたと云ふので斯く悲んで居るのであつた、私は此の二つの事實で些々やかなる美と雖も人心に及ばず影響

云ふ高臺である、後方には山嶽を控へ前方の三面は廣々と展開せられ、遠く山川を望み、眺望絶佳の地である、私は夜中に發足の準備をして日の出前に此の城趾を訪れた、遠近の山川は等しく霞の中に鎖され、足許に在る甲府の市街すら未だ全く朝霧に包まれて居るのである、然るに白雪皎々たる富士の山嶺には獨り麗かなる朝日が輝て居る、其壯麗、其美觀實に謂はん方なく、此利那「私は日出で、先づ高山を照す」と云ふ古語を實地に味ひ、限りなき靈感に打たれた、蓋し信玄公は斯る高莊の地に居を占め、常に雄大なる自然美に接し大に英雄の氣を養ふて居られたのである。(つゞく)

乞食と華族

明治四年朝廷廢藩置縣を斷行し、各藩主に米若干石を賜つた。福澤諭吉、慶應義塾にあり。塾生に語つて云ふやう。

「煮た飯を貰ふもの之を乞食と云ひ、生の飯を貰ふものこれを華族と云ふ、妙な世の中になつたものだ」

山中峰太郎君と野依秀一君と山田憲君



山中峰太郎君野依一君と山田憲君

秀一君と山田憲君
勝岡廓著

Kさん。何時も御達者で本誌改造のため絶えず努力を續けて居て下さることを衷心より感謝する。と同時に吾が監獄界のために祝福に堪えません。

Kさん。私は遠うから「教誨効果論」まで云つたやうなものを書いて見たいと思つて居るのです。然し餘りお手前味喩になつても味がなさ過ぎますから遠慮して居るんですけど、今日はその効果論の一部を申上げて見ませう。私の効果論の一節に直接効果と間接効果と云ふやうな欄目があるのです。その中の間接効果と云ふのは直接に教誨を受けて監獄を出て行きます。さうして監獄を出て行くものも監獄で得たことを監獄

外の人々に傳へることによつて起る効果と云ふのです。

Kさん。貴方は山中君も野依君も山田君のことも既に御承知のことでせうが前の二人は私の居る監獄を出た人です。後の一人は東京監獄で死刑になつた人です。この三人は監獄に於て直接に教誨師から教誨を受けた人々です。さうして何れも浄土真宗の「悪人正機」の眞精神に觸れて蘇生した人々です。「悪人正機」と云ふと兎角領解され易いですが、尤も「悪人正機」の眞精神が領解出来たらそれは立派な親鸞宗の信者になれて居る譯で、それが領解できない人々は實に不信者なんです。悪人正機」の含蓄する意義が分りさうもありません。従つて誤解され得るのも當然でありませう。が兎に角

三人共「悪人正機」と云ふことがなかつたら監獄の教誨の効果もあり得ないのです。山中君が「獄を出て、」を書いて注意されるやうになり「懺悔し得ざる吾の懺悔」や又は「生ける少女」等を書くことによつて益々君の親鸞宗の信者となつたことが明かとなり尙ほ「基督教より真宗へ」を書いて英譯まで出すと云ふ風になつて來ました。之れがために山中君の許に集つた現代の青年は何百人居るか知れませんが、さうして青年達は山中君によつて親鸞宗を開かされ自らの精神の開拓に親んで居るではありませんか。之れ即ち私の所謂間接効果そのものなのです。私は間接効果の實證は擧げて居ますから全然教誨の効果を否認しやうとする人があつたら堂々天下に宣言する自信を持つて居ます。山中君の「我れ爾を教ふ」が賣れて行く勢は大したものではありませんか。「生ける少女」の如き最う三十版に近いと聞いては驚かざるを得ません。

Kさん。私が今更ら野依君のことを言ふ必

山中峰太郎君と野依秀一君と山田憲君

要はないでせう、貴方は曾て野依君の「天下の出獄人諸君に與ふ」を評された程ですから。野依君の「實業之世界」が、君が悪人正機の信者になつてその告白を書くこと云ふために、雑誌の賣れ行きが違ひ、それがために播州からわざ／＼百圓を持つて上京した輩さんもあれば、朝鮮からはる／＼野依君の信仰を開きに來た人もあるではありませんか、さうして君の信仰告白を聞いて今までに抱懐して居た煩悶がされた喜んだ人が何百人居るか知れないではありません。君の講演會なるご何時でも満堂立錫の餘地なしの有様ではありませんか。之れから考へても悪人正機の宗教は單に監獄界にあつて儲める人々を救ふばかりでなく時代の要求せる信仰として時代の人々を救つて居るのであります。Kさん如何です教誨の間接効果は立證でき得るでせう。

Kさん。山田憲君の事は最も新しい方に屬します。葡地寛君の書いた或る抗議書的精神の所有者ならいざ知らず、君が「悪人正機」の宗教によつて救はれ、芽出度く往生安樂國したと云ふことは、總べての生を愛する心のあるものばせめても憲君のために祝福して遣らなければならぬのです。私は「婦人公論」誌上なり、中央佛教」の誌上なりで憲君の信仰を見たばかりでなく、憲君のために永い間如來の大悲を味ふ友となつて來られ、又憲君の安樂國への首途を送つてやられた東京監獄の藤井教誨師さんから直接に然かもつた二人で、しみ／＼と味ひました。憲君の信仰が一度世に公にせらる、や君の信仰の氣分に觸れんとした人々が何人ある知れませんが、神田の明治會館の一夜は恐らく會館始まつて以來のシンミヤとした精神的會合であつて、滿員のため入場する事が出来ないものが多かつた程の混雑でありながら足音さへ遠慮して聽聞

しやうと努めたと云ふではありませんか。Kさん、この聽衆の受け入れた感銘をお考へ下されば、或は思ひ牛ばに過ぎたものがあるかも知れません。是に於ても私に充分教誨の間接効果なるものを否むことが出来なかつたのです。今や教育のある人々がドンドンと監獄に送られて行く時代が來ました。その人達には單に道徳的倫理的著讀書籍などは權威がありません。云ふ迄もなくその權威は眞實に人間性に覺醒を與へるごころの「悪人正機」の宗教でなくてはなりません。さうして、教誨師諸君の奮起して頂く時代が來たのです。それは第一義務の活動であるんです。……「悪人正機」の主幹らしいことを書いて仕舞ひました。又何れお會ひませう。道々曇々になります。何うかお身大切に本誌發展のため一段ご御盡力して下さい。左様なら。(大正一〇、五、六、夜)



この頃の世の中

刑事局長 豊島直通

○場所 監獄協會本部樓上講堂

○日時 大正十年三月二十七日午前十時

○人物 司法者高宮、監獄協會役員、監獄官練習所講師

卒業生

舞臺は正面に演壇、左側に來賓右側に役員演壇に向つて多くの卒業生座席す。

和装黒紋付の豊島刑事局長は、司會者の招きによりやたら立ちて演壇上に進む、コップを唇に當てた後語出した。

今日は此盛典に御招きを受けて、洵に有難い次第でございます。又諸君に於きまして能く秩序を保たれて、これ迄にない好成绩を挙げられましたことは如何にも御目出度い次第でございます、謹で祝賀の意を表します。

で今日折角御招きを受けまして諸君に御話申上げ

ることになりましたが、昨日邊りまで俗務に醒醒して居りました、纏つたことを申上げることの出来ない點は甚だ遺憾に存じますが、唯諸君も司法部内の御方で内輪の御方であるからして、粉飾なく露骨に御話することに致したいと思ふのであります、私は今日諸君の卒業を祝すると同時に聊か諸君が任地に御歸りになつてからの希望を述べたいと思ふ。

知識階級者の思想的傾向

其希望と申しても大した事ではなく唯々今日の社會の思想の傾向が餘りに面白くないから其邊に注意をして戴きたい「君子は其獨りを慎む」と言ふのであるから諸君各自も其心得を以て戴けば宜いのである。

ます。今日の思想の面白くないと云ふのは、國民の一部に於きまして漸次思想が悪化するでも申して宜いやうな状態が見えるのでございます、本年は昨年よりも悪くなり、又昨年は一昨年よりも宜しくないと云ふやうな状態でございます。一昨年邊りは「デモクラシー」杯と云ふことが新聞雜誌などで善くない事が書かれて發賣頒布を禁せられ、又は處罰せられた者もございました、暫くそれが續くと思ふと今度は過激思想と云ふやうな露西亞のポリセビズムのやうなことを書出すと云ふやうな状態になつて來て國家と云ふもの、國境を無くしてしまふ、自由平等と云ふ考へより更に進んで多數の第四階級が權力を握らう、第四階級に於て總ての事をやつて行かうと云ふ思想を持つやうな論文が大分現はれて來たのであります、随つて此新聞雜誌に於ても發賣頒布を禁せられ又罰を受ける者が一層多くなつて參りました一方に於て又社會主義者等の札付の者が色々な行動をやる、又學生杯が人の目に止まらぬやうに大分さ

う云ふやうな風に傾いて來たのである、是等は初めは思想問題の研究をする一つの團體を造つたと云ふやうなことであつたのがそれが漸次社會主義と交際もし、さうして合同して宣傳するやうになつたのであります、或る學校の學生杯に依つて組織されて居る曉民會、建設者同盟、又は自由人聯盟と云ふやうな色々な名前の付いた團體があ々、固より少數の者でありますけれども、是等は「曉民の歌」と言つて赤旗を揮るやうな歌を作つて居る、それを活動寫眞杯の暗い所、或は芝居へ持つて行つて撒くと云ふことまでやり出して來たのである、それから、又他の學校に於きまして、さう云ふ事を見て彼の學校の學生のやるやうな事はしない、全然研究を目的として團體を造つて思想問題を研究すると言つて會を設ける、とそれが又忽ち同じやうなものに變つてしまつて居る、社會主義者の機關同様なものになつて來て矢張一種の宣傳をやつて全く社會主義者の手にそれが握られてしまつたと云ふやうな状態になつて居

るのでございます。其他大學教授にしてクロボトキンの説を宣傳すると云ふやうな者があつて、之が罰せられて居る、或は又日本の國體の精華を否認するやうな説を公けにして、是は差押と云ふ所までは行きませなんだが、兎に角人の耳目にも觸れたことがあつて、それで罰せられて、只今提訴中か何かで居ると云ふやうな、實に此礼付の者が斯う云ふことをすると云ふことならば、それは或る社會の一部の決まつた者丈けの話で世人は之を信用しないのであるが學生とか教授と云ふ者が新様な事をするに云ふやうになつて來たのは如何にも危険の感じを懐くのであります。

農村に於ける地主小作人問題

而して又最近本年に至りまして私は恐るべき現象があると思ふのであります、それは一つは農村に於て餘程思想が危険になつて居るやうな傾きがありま

勞農化したと云ふことを出したのが、此新聞の記事が公けにならずに差押られてしまつたのであります。が、新潟の或る新聞記者が岐阜縣へ行つて餘程調べたらしい、岐阜縣の農村では殆ど地主と云ふ者を敵として小作人が團體を造つて小作年貢の減少を企つて居る、さうして地主の方で應じなければ土地を返納してしまふ、土地こそ地主の物であるが米は小作人の物であると云ふやうなことで、地主もそれに困つて頭を下げるやうになつた、それが又子供の教育に迄影響して學校杯に於ても地主の子供は殆ど肩身の狭いと云ふやうな記事がございましたが、是は容易ならぬことと思ひまして調べて見た所が新聞の記事ではありませぬけれども、兎に角甚だ面白くない現象があります。

是は戦争後漸次岐阜縣に於て小作人と地主との間に始終圓滑を欠いて小作米の納入に付て始終争ひがあつて、それが段々殖えて來て大正八年頃には岐阜縣下で凡そ二十位の村がさう云ふ争ひをして多く

は和解とか調停で事が終つて居る。大正九年頃になるとそれが百位の村にさう云ふ事が始まつて中々調停で済まないと思ふやうなことが多いのであります。本年に至つて之れが二三百にも上つて居る、中には稲葉郡とか揖斐郡と云ふやうな所は郡内で三十にも上つて、斯う云ふことをやつて居る村がある、小作人組合と云ふ團體を造つて地主を苦めると云ふやうな状態がある、さうして尙ほ昨年邊りそれが爲めに一つの騒擾罪と云ふものが岐阜縣に起つて檢舉されて居ると云ふ事實もある。都會に依ては兎角悪い思想と云ふものが起ることは免れないのであります。が、農村に之が移り行くことになる、甚だ危険であると思ふ、農村程生活の安定を保つことの出来る所はないのである、甚だ平和な空氣が充滿して居る所はないのである、思想も随つて穩かでないならば、それが都會と同様になつて來たのである。

破壊過激思想の蔓延

それから尙ほ一つ本年に至つて驚きましたのは水戸に於て日本の國民道徳を否定したやうな言論を爲して居る、而も教育者の集會に於て、さう云ふことを述べたと云ふことで、是は實に驚くべきことでありまして、是迄教育者が日本の國民道徳として唱へて居る所の祖先崇拜、家族制、武士道と云ふやうなことは皆な此の國民道徳國民性から生ずるものである、然るにそれを否認すると云ふ有様である、詳しい事は申し上げませぬが、兎に角さう云ふ結論を述べて居るのである。斯う云ふことは何に源因して年々斯う云ふ悪い思想が強くなつて來るか、是は餘程研究しなければならぬことと思ひます、私は是は矢張り或る一つの煽動に乗ると云ふことにあるのではないかと云ふ、又危険な思想を唱道するやうな學者に至つては或る者から中毒されて居るのではないかと、不知不識の間にさう云ふことになるのではないかと思ふのであります、今猶太人杯の組織して居るマツソン結社杯と云ふものを見ますと、さう云ふ所から

世界は悪い思想が傳播されて居るのでありますがさう云ふ者の煽動に乗つて居るのではないかと考へるのであります。此猶太人のマラソン結社と云ふものは全世界に七十位もあると云ふことであります、其本部と云ふのは、全世界を統一する——パトリアンとか云つて亞米利加に在ると云ふ話である、さうして是等の者は最も秘密に聯絡を取つて自己の目的を達しやうとして居る。其目的は國家と云ふものを無くしてしまふと云ふことにある、猶太人と云ふのは國が無く、唯々諸所の國に散在して居つて其數は中々夥しいもので、亞米利加に一千萬人からの猶太人が居る、露西亞にも七百萬から八百萬人からの猶太人が居ると云ふやうな譯であつて、それがさう云ふ場所ばかりでなく、尙ほ東洋にも居るに相違ない、此人種は何所へ行つても尊敬されない、排斥されて居る、孤獨になつてしまつて丁度俊寛が島流しになつたと同じことである頼るべき友人の他の二人成經、康頼杯が赦免されて歸つて、寛俊丈だけ残ると云ふことにな

れは、清盛を恨むのみではない、天を呪ひ地を恨み人を亡さんとするやうな譯であります。猶太人の性情と云ふものもそれと少しも變りはないのであります。どうしても人種の幸福を呪ふさうして終ひに國を無くして總ての事を取上げてしまふと云ふ考を懐く譯になつて居るのであります。第一に此猶太人の目の敵は君主國で、於が一番猶太人の主義を行ふに不快なものである、第一に露西亞を狙つて、今日の狀態に露西亞がなつてしまつたのである、次には獨逸を狙つて、獨逸が彼の狀態になつて居る。尙ほ英吉利邊りにも色々な事か今日起つて居る、愛蘭の騷動も起つて居るし、又英吉利の勞働者も喧しいことになつて居る、我が日本もさう云ふマツソン結社あたりから見れば目指す所の敵であるに相違ない、斯う云ふ敵を一つ倒さなければならぬと云ふ考を是等の者が持つて居るに相違ない。それをやるにはどう云ふ手段でやるかと云ふと猶太人の握つて居る金力を以つてやるのである。さうして金力を以て施し

易い方法を執ると云ふことになつて來ます。金力を以て共和國にしなければならぬと云ふやうな方法を彼等が執つて來る譯である、又それ丈で目的を達せられぬと更に進んで露國のやうなボルセビズムの多數人民で權力を握つて行かうと云ふやうな方法で總ての土地は取り放題であり、家屋は占領して住み放題であると云ふやうにさせる、又遂には女迄も共有にすると云ふやうな方法を設けられると云ふやうにして斯うなつたら國が亡びるのみではない、自分も亡んでしまはなければならぬのである。さうして猶太人の世界にしよう云ふ企てがあるので丁度天から爆裂彈を各所に落すやうなことを企て、居るのであります。現に其證據には露西亞の狀態を見ても獨逸の狀態を見ても實に寒心に堪へぬ次第である彼等の主義は個人主義を尊重して行くことであつて各々の人が思ひ通り勝手なことをする。決して此共目一致の考へで進んで行くことと云ふことを爲さしめないと云ふ方法を執つて居るのであります。其宣傳の

方法は如何にも巧みなもので旗印は自由平等と云ふことであるから、それに惑はされて、遂に各々勝手なことをすると云ふやうに人々を誘ふのであります。それから又貧富の間に於て階級の戰爭を起させやうとするのである、そのみならず、奢侈に流れるやうにして世界を攪亂しやうと云ふ譯であります、日本でも過激思想を唱へて居るやうな者は間接に斯う云ふ煽動に乗つたのであります。幸に我が國民の多數はさう云ふ煽動に乗るまいと考へる。

我國威の宣揚と國民の覺悟

我國に於ては數千年來の歴史があつて、國體の精華と云ふものが誇りとして行くことの出來る歴史を有つて居るのであります、其事よりして祖先崇拜、家族制度、武士道と云ふことを考へて見ると是に我國の國民性であつて大和民族の一つの力であり一の事實であります、決して理窟を以て説明すべきものではないので、之れあるが爲に我が國が五大強國の

一として世界に雄飛することが出来るのであります。皆な國內に於ては人々が生活の安定を得て行くことが出来るのであります。此大和民族が皇室よりして數千年來御厄介になつて居る事實があつて始めて吾々が今日生活をして居ると言つて宜いのであります。此事に就ては一律に何所迄も此精神を持つて事に當つて行かなければならぬと考へるのであります。之れがあれば決して孤獨を感じることはない、幾ら世界から日本が嫌はれても、少しも恐れることはないものであります。今日社會主義者杯は「世界の強國は皆な孤獨を感じて居るではないか、英吉利も愛蘭のやうな厄介なものがある、平和協調主義位では中々注射が間に合はない、今に見ろ亞米利加だつても色々な人種が居るのであるから油断が出来ぬ、孤獨を感じて居る、日本でも同じではないか」と云ふやうなことを言つて所る、國際聯盟と云ふやうなことを言つてお互ひに仕事をしやうとしてゐるのは、實は内心非常な淋しさを感じて居るのは皮肉な反映であ

ると、宣傳してゐる。蓋し吾々の心には一つの力を持つて居るから、決して淋しさを感じて居ないのであります。今日國際聯盟の上に於きましても強國は中々權力を振つて居る次第であります。確か航空條約の上に於ても此五大國は他の國よりも一票決議権を餘計に持つことになつて居つて五大國已外の者は如何に主張してもそれが出来ないやうになつて居る、さう云ふやうに力を持つて居ります、斯様に國と云ふものは力を弛めやうと云ふことに始終努めてやつて居るのであります、我國に於ては幸に大和魂を持つて事に當つて行けば決して五大國の中でも人後に落つるやうなことはあるまいと思ひます。

世界的見識と自國の抱負

而して是から先き注意をして行かなければならぬことは超國家とか云ふやうなことも幾分か國際上に現はれて来るから、それ等も注意して行かなければ

ならぬことがあります、例へば國際聯盟規約の中の勞働問題に付ても餘程變つて從來無かつたことがあります、確か四百五條かに勞働總會に於て三分の二の多數を以て或る條約案を決議する、さうしたらば各締盟國では必ずそれに付て相當の機關の決議を経て立法其他の方法で、それを現はして行かなければならぬ、實行して行かなければならぬ、又批准をしなければならぬ、それが不可能であれば致方がないけれども、不可能でない以上はしなければならぬ、若ししなかつたならば國際仲裁裁判に掛けるとか、國際指定地に在る委員會では調査をしてやらせると云ふやうな規約がある、從來は條約で全權委員が判を捺してやることになつて居つたが、三分の二の多數と云ふもので押通して行く、各國がそれを立法の方法で何とか始末を付けなければならぬと云ふやうな譯で、是は餘程國家を超越した所の考であると思ふのであります。勞働と云ふ問題には兎角斯う云ふ傾向が現はれて来るから是は餘程氣を付けなければ

ならぬこと、思ふのであります。兎に角斯う云ふやうな傾向も一部ありますから、世界の舞臺に立つて行くには世界的に研究して行かなければならぬことは勿論であります。今日國際聯盟に於て會議杯に出た人の話を聴くと、五大國として立つて行かうとするには、一つの抱負を持ち、一つの主張を持つて臨まなければならぬ、唯々人の出した案を批評するだけではないといふことを言つて居ります、それ女のことは矢張して行かなければならぬ、研究には國境がないから世界を研究すれば宜いのであります。それに依つて我が國の意見を拵へて行かなければならぬ、然しそれに付ての精神と云ふものは、國と云ふことを離れてはいけない、我が國の歴史を重んじ吾々の祖先の意思を承繼いで行かなければならぬのであります、其精神を養成するに付ては日本の歴史に就て見るのが一番宜いのであります、日本には神社佛閣にて色々な歴史的關係を有つて居りますから神社佛閣を詣するも宜し、又縁起を釋ねて見ると必

す歴史的に關係があると思ひますから斯う云ふ方面に就て研究を願ひたいのであります、以上是迄申上げたことを約めて言ひますと我が國の歴史を御研究になつて我國民性を發揮させて行かなければなるまいと思ふ。さうして折角勃興して來た所の日本を小さくしないやうにして行かなければならぬ、何處迄世界の舞臺に立つて五大強國として立派に働いて行くやうにしたいと思ふのでありますから、各自が其一人を慎んで平素から其心掛けを持つて戴きたいのであります、難駁な事を纏りもなく申上げましたがどうか私の心を御汲取り下さいまして御努力の程を願ひたいと思ひます。(完)

○大藏省令第十四
 所得税法施行規則左ノ通定
 大正七年五月十一日
 大藏大臣 子爵 高橋是清

◆所得税法の改正

- 第一條 所得税法施行規則第六十五條ノ規定ニ依リ拂込ハ第一號書式ニ、計算書ハ第三號書式ニ、明細書ニ第四號書式ニ依リ調製ス
- 第二條 金庫ニ於テ第二種ノ所得ニ付所得税ノ拂込ヲ受ケタルトキハ第二號書式ノ領收證ヲ拂込者ニ交付シ同號書式ノ通知書ニ拂込者ノ提出シタル計算書及明細書ヲ添付シ之ヲ藏人徴一官ニ送付ス
- 第三條 第二種ノ所得ニ付所得税ノ過誤納アリタル爲之カ下戻ヲ請求セムトスル者ハ其ノ事由ヲ具シ其ノ利子又ハ配當金等ノ支拂地ノ所轄稅務署長ヲ經由シテ稅務監督局長ニ請求書ヲ提出ス
- 第四條 所得税法施行規則第二十條乃至二十二條ノ規定ニ依リ支拂調書ハ第五號書式ニ依リ調製ス
- 第五條 左記區域ニ付テハ所得税法施行規則第二十七條第一項ノ三十日ヲ六十日以内ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル日トシテ第二項

ノ二十日ヲ村長又ハ戸長ノ適當ト認ムル日トス

管轄稅務局 管轄區	管轄區
山奥尻郡 奥尻村	根 室 國後郡 泊村、東湧村、米戸賀村、秩別別村、留夜別村、大瀧村
三 苫前郡 焼尻村、天賣村	色丹郡 斜古丹村
谷利尻郡 鬼脇村、仙法志村、雲泊村、香形町	紗那郡 留別村、紗那村、有蘭村、別飛村
禮文郡 船泊村、香深村	振別郡 振別村、老門村
國後郡 齒舞村	檜那郡 内保村、丹根前村
別村、大瀧村	桑取郡 桑取村、乙今牛村
色丹郡 斜古丹村	島尻郡 渡嘉敷村、座間味村、伊平屋村、粟國村、渡名喜村
紗那郡 留別村、紗那村、有蘭村、別飛村	本郡 本郡
振別郡 振別村、老門村	八重山 八重山郡 與名園村
檜那郡 内保村、丹根前村	大 島 大島郡 喜界村、早町村、龜澤村、島尻村、天城村
桑取郡 桑取村、乙今牛村	東天城村、知名村、和泊村、與論村、大島村
島尻郡 渡嘉敷村、座間味村、伊平屋村、粟國村、渡名喜村	宮 古宮古郡 多賀間村

前項ノ區域ニ於ケル所得税法施行規則第二十七條第三項ノ規定ニ依リ異議ノ申立ハ村長又ハ戸長ニ對シ之ヲ爲スヘシ
 村長又ハ戸長前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ證憑ヲ審查シ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ決定スベシ其ノ申立テ正當ナリト決定シタルトキハ直ニ選舉人名簿ノ副本ヲ修正シ其ノ事由ニ具シテ之ヲ稅務署ニ報告スヘシ
 稅務署長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ選舉人名簿ノ正本ヲ修正ス

第六條 左記區域ニ付テハ所得税法施行規則第二十七條第一項ノ三十日ヲ四十日トシ第二項ノ二十日ヲ二十五日トス

管轄稅務局 管轄區	管轄區
仙 臺石 卷鹿鹿郡 萩濱村、鮎川村、女川村	廣 島 廣島郡 平郡村
酒 田 酒田郡 飛島村	島 中 島中郡 沖ノ島村
名 古 屋 古屋郡 神島村	宇 和 島北宇和郡 戸島村、日振島村
村 上 上岩船郡 栗島浦村	
代 大 島 代大島郡 平郡村	
丸 島 丸島郡 沖ノ島村	

- 第七條 所得税法施行規則第二十七條第一項ニ規定ニ依リ選舉人名簿ニ第六號書式ニ依リ調製ス
- 第八條 所得調査委員及其ノ補關員又ハ所得審査委員及其ノ補關員ノ選舉投票用紙ハ第七號ハ第八號書式ニ依リ調製ス
- 第九條 所得税法第二十八條、司法施行規則第二十四條及第二十五條ノ規定ニ依リ所得調査委員會ヲ置クヘキ區域及調査委員ノ定數ハ別表ニ依ル

◆監獄事故

△構造の不完全と木材の不始末より踰越逃走
 三月二十六日午後零時四十分頃宇都宮監獄大田原出張所に於て、刑事被告人一名監房を破壊し逃走したるも即日逮捕せらる。其の原因は、(一)監房の落し羽目板遣り返しの箇所止め方の不完全なりし

爲め容易に内部より之を取り外し得たるを、(一)構内物置場裏に會て建築用尺杖(長一丈二尺)及貫(長七尺)か、結束しありたるも容易に抜き取られ得たる爲め、之を以て外面板扉を飛越するの用に供せしめたるに因る。

△嚴正なる看守に反抗し傷害を加ふ

三月二十八日午前六時十分頃宮城監獄累犯工場に於て、朝食配給後不真囚一名は突然擅當看守の前に到り處遇の不平を訴へ、續いて他の四名同じく肉薄して怒罵し、忽ち看守の兩足を揃ひて轉倒せしめ兩足を抱き締め、腹部に馬乗りとなりて身體の自由を奪ひ、且つ咽喉を緊扼して發聲を不能ならしめ、下駄を以て頭部其他を亂打し、更に帶刀をも奪ひ取らんとして抗争せる途端、他の三名の囚徒看守に助勢して馬乗りとなれる者を引倒したる爲め、看守は躍起して呼子笛を鳴らし抜刀して威力を示したり。暴行者は之に氣勢を挫きたる折柄、應接の看守二名前後して駆付け共力鎮靜するを得たり。其の原因は何れも七犯乃至九犯の悍猛兇惡なる長期不真囚なる爲め、常に處遇上の不平を訴ふるにより、都度懲罰說示して諒解と改善に努めつゝありしが、一方看守の嚴正なる措置に不満を懐ける不真囚の一部にありては、奸策を以て籠絡するを得ざるより暴る暴力を以て同看守を排擠せんを企てたるに因るもの如く。而して擅當看守に對する不満の訴へは、兼て之を聴取するところありたるも當時看守長より無爲談論したるに大に之に服し衷心反正を認めたり、其の後不穩の狀況更になく斯かる事故を豫想せざりし爲め、全く突發的にして豫め備ふる邊なかりしもの如し。

△看守の際に剃刀を取り出して傷害

四月十一日午前七時四十分頃三池監獄工場に於て、受刑者一名は理髮夫が上廁中なるを奇貨とて、飲湯に名を繕りて自席を立ち、看守の隙を窺ひて理髮用剃刀を取り、之を以て作業に餘念なき被害者の席に到りて切り付け、治癒十五日を要する創傷を被はしめたるも直に取押へらる。擅當看守は被害者が理髮夫席に到りて何物か取り出したる様子なりしを心付き、直に同人の後を追ひつゝ、呼び戻さんとしたるも其の瞬間既に傷害を加へたるものにして、防止の術なかりしもの如し。

△開房に立會の部長が隔遠せる隙に看守を傷害

四月十一日午後四時二十分頃大阪監獄若松分監に於て、死刑確定囚一名が作業器具及製表皮を受取らんとして居房を開扉したる看守に對し、牛乳空瓶の口を應と破壊したるものを逆手に隠し持ち突然看守の左下顎部を突き尙殴打して多量の出血を起さしめ、休養十四日を要する傷害を加へり。同看守は之に屈せず取押へんとして格闘中間房立會の部長之を發見し、來り援げんとするや該囚は蕪地に房内を脱出して構内を狂走したるも間もなく追及逮捕せり。其の原因は開房立會の看守部長が他房の觀察に注意を傾け、緩急を失し、開房房前に在らざりし隙に乘せられたるもの如し。

△器具検査の粗漏より——檢身室の傷害

五月一日午前五時四十分頃長野監獄松本分監檢身室に於て、受刑者一名指物用小刀を以て被害者の裸體に切り付け、縫合九針を要する創傷を負はしめたり。其の原因は、(一)前日に於ける指物工器具検査の粗漏なりしを、(二)檢身室の検査が前日來行はれざりし爲め、工場より持ち込みたる小刀を作業衣中に藏匿せるを發見し得ざりしに因る。

△一週間に同一方法の縊死——後者は特別視察中の重大犯人

三月二十四日午前四時五十分頃甲府監獄刑事被告人一名數布を裂きて縛ひ、其兩端を結びて輪となし監房隔床上五尺六寸の箇所に取り付けの鐵製釣釣手に懸け縊死せるを同五時五分發見し、時を移さず應急手當を施したるも遂に蘇生するに至らず。

續いて同月三十日午前六時二分頃豫め自殺の慮れあるものとして且つ重大犯人として、特別視察中に係る刑事被告人一名が前と同一の釣手の釘を利用し、長さ一丈の兵兎帶を以て縊せり、其の間僅に無視察七分時に發生せし出來事なりしも遂に蘇生するに至らず。

其の原因は、斯かる特別視察者に對する戒護監督の方法として體量を支へ得る程の釘は速に撤去すべかりしものなるは勿論、其他幾多採るべき自殺防禦の手段方法の存するに拘はらず、單なる視察的注意に止めありしことにして、今更ながら不覺の至りと謂ふの外なかるべし。

△看守が行狀録報告整理の間に縊死

四月十日午後二時過ぎ安濃津監獄病監監房に於て、受刑者一名背而窓附の鐵網を破り、其の外面に在る鐵格子に貫與の手拭と襪とを結合して頸部に巻き垂下して縊死せり。本囚は入監以來數度自殺を企てたるものなるを以て、特別視察者として一巡約二三年毎に警邏せしめ居たるに、看守が偶々診察及行狀録報告整理の爲め約十分間を費したる間に此の始末なりと。

△作業科程調査中に縊死

四月二十二日午後三時五十分頃長崎監獄病監に於て、精神病者として獨居拘禁中受刑者一名、居房裏窓板に貫與の帶を結び付け、縊死せり。原因は五分毎に一巡警のころ偶々病者の發む網工作業科程の調査を爲し、巡警を缺きたるに因るものなるべし。

△巡警の不足——縊死

四月二十七日午後十一時四十五分頃奈良監獄獨居房に於て、受刑者一名洗面石鉢より高さ三尺五寸餘の位置にある鐵管に貫與の帶を結束し頸を作り頭を掛けて縊首せるを發見し手當を加へたるも蘇生せず。原因は一巡警時間三十分にして畢竟視察の足らざるに基くもの如し。



典獄會議狀況

司法大臣は、去五月四日より五月十二日に至る（後二日間臨時延期）九日間、内地及朝鮮臺灣關東州監獄主腦者を本省に召喚して諸種の問題を討議せしめた。先づプログラムの記せば、

典獄會同日程

月	日	曜	午前	午後	備考
五月	四日	水	司法大臣訓示	會	議
五月	五日	木	會	議	議
五月	六日	金	監獄局長注意 演說	監獄協會總會	監獄協會招待 補成會
五月	七日	土	築地本願寺法 會	會	本願寺午餐招待
五月	八日	日	休	休	
五月	九日	月	會	淺草本願寺法 會	本願寺晚餐招待
五月	十日	火	會	會	大臣招待
五月	十一日	水	會	議	
五月	十二日	木	保護事業會議	各管内代表者 報告	午後大臣列席

答申 案

- 一、少年受刑者ノ取扱ニ關スル一般的規程殊ニ特設少年監ニ施行スヘキ一般の處遇法ヲ定ムルニ付必要缺ク可カラザル事項如何
- （一）階級處遇規程ハ期間制ニ依ルチ便利トスルコト（但採點法ヲ可トスル者少數）
- （二）階級規程ヲ採用シ三階級ニ區別スルコト
- （三）教育ハ小學校令ニ準據スルコト（但シ高等卒業程度ノモノニハ補習教育ヲ施行スルコト）
- （四）學科ハ貳時間、體操ハ一時間乃至貳時間トスルコト、尙學科ニ外圍藝手工ヲ一週二時間教授スルコト
- （五）監獄法第廿四條ノ趣旨ヲ達成スル爲メ作業ハ官司業ニ依リ業種ヲ擴張シ授業手ヲ増員及就役費ヲ増加スルコト
- （六）監内ニ於ケル勤務者ハ出入又ハ儀式ノ場合ヲ除ク外帶剣ヲ略スルコト（但シ門衛員張又ハ外役等ノ場合ハ格別タルヘキコト
- （六ノ二）稱呼ハ姓（女子ハ名）ヲ用ザルコト
- （七）貧弱者ニハ編歩ヲ許スコトアルヘキコト
- （八）貧弱者中最良者ニハ操練其他職員勤務ノ一部ヲ補助セシムルコト
- （九）通信接見ノ制限ヲ寛大ニスルコト（但シ委員中全廢スルチ可トスルノ意見アリ）
- （十）身體ノ搜檢ヲ省略スルチ得ルコト
- （十一）食量ノ分量ハ特別ニ規定シ現在食量規定中ノ少量ナル部分ヲ引上ルコト
- （十二）作業賞與金ハ計算率ヲ一定スルコト
- （十三）監獄醫、教誨師ニ適任者ヲ擇シ委任待遇トスルコト
- （十三）監獄醫、教誨師ニ適任者ヲ擇シ委任待遇トスルコト

これより先本會議に於て審議すべく左の諸項が諮問されてゐた。それは、

諮問事項

- 一、各監獄職員ノ定員改正ニ關スル意見如何
 - 一、各監獄俸給豫算ノ概算額ヲ定ムル標準ニ關スル意見如何
 - 一、看守ノ勤務方法改良殊ニ部分勤務法ニ關スル意見如何
 - （イ）現在定員ノ範圍内ニ於テノ改良意見
 - （ニ）定員ノ増減可能ナリトセハ如何ナル程度ニ於テ如何ニ之ヲ改良スヘキ乎
 - 一、特殊ノ任務殊ニ少年監ノ戒護ニ従事スル職員ノ帶劔ヲ廢止スノ可否
 - 一、少年受刑者ノ取扱ニ關スル一般的規程殊ニ特設少年監ニ施行スヘキ一般の處遇法ヲ定ムルニ付必要缺クベカラザル事項如何
 - 一、少年監ニ拘禁スル受刑者ノ稱呼ハ番號ニ依ラズ其ノ氏名ヲ以テスルノ可否
 - 一、現時ノ狀態ニ於テハ日曜日ノ就役ヲ全廢スルモ作業ノ全成績ニ損失ヲ及ボサザルヤ否
 - 一、在監者ニ夜業ヲ科スル場合ニ於テ其ノ就業時間ハ幾干時ヲ以テ適當ト爲ス乎
- これらの諸項目は一々審理され、特別委員會によりりて答申されたものもあつて、こゝに爲參考第五項目に關する委員會の審議報告を掲げると、

- （十四）父母及之ニ準スヘキ寫眞ヲ携帯セシムルコト
- （十四ノ二）上級者ニハ感化規律ニ差支ナキ限り交談ヲ許スコト
- （十五）上級者ニハ房内ニ輪圍花等ヲ飾ルコト
- （十六）上級者ニハ閉房時限ヨリ就寝時限迄ノ間施錠ヲ爲サザルコト
- （十七）個性調査標準竝ニ統計様式ヲ一定シ中央集計トスルコト
- （十八）行刑ノ資料ノ事項ハ執行檢事ニ於テ司獄官ニ送付スルコト
- （十九）判決書ハ必ス讀本ニ限ルコト

己上

第一日に於ける司法大臣の訓示は本誌前號附録として讀者に配付せるを以てこれを略し、第三日の監獄局長注意演説は監獄に於ける時事及行刑の方針につき痛切明確なる訓示であつた。

又監獄協會總會の狀況は本號會報欄に譲り、最終日に於ける模様を述べやう。午前十時開會、鈴木輔成會々長の免囚保護事業に關する希望演説あり、後谷田局長は當局者として、保護事業の促進奨励及新業の監督方法を述べ、加ふるに新年度より施行さるべき保護事業執務表及實人員成績表に就き詳細なる指示をなした。而して午後は一時開會、司法大臣列席

の下に各控訴院管内代表者より事務の報告あり、特に入監人員の減少に關する理由、社會狀態の變化に伴ふ犯罪の消長、社會主義者の處遇法、監獄衛生に關し醫務に人なき事情を訴へるところあり、右終つて大木法相はこの報告につき自己の所信を披瀝し、併せて典獄諸氏の益々斯業のため努力あらんことを希ふ旨を述べらる。

◆注意事項

這同典獄會同に於て當局より提示されし注意事項は左の如し。

- 一、本省ニ進達スヘキ報告ニ付テハ特ニ左ノ點ニ付キ注意アルヲ要ス
 - イ、一地方ニ於ケル重大事件其他異常事故ニ付テハ速ニ其要旨ヲ報告スヘシ、本件ニ付テハ從來數次訓示スルモ今尙チ怠ル向アル爲メ不都合ヲ感スル場合少カラズ將來一段ノ注意ヲ要ス
 - ロ、報告ハ成ルヘク簡明ヲ旨トシ煩瑣冗長ニ流レサルコトヲ要ス
 - ハ、急進ヲ要セサル事案ノ報告ニ付キ電信ヲ濫用スル向アリ注意ヲ要ス
- 二、在監者ノ出入、動靜並ニ行刑ノ狀況ハ堅ク秘密ニ附スヘキ事項

- ルヲ以テ從來注意セシモノヲ一層確實ニ勵行セラルヘキハ勿論尙ホ左記事項ニ注意セラル、ヲ要ス
- イ、刑金刑ヲ有スル者ノ假出獄上申ニ付テハ其納否額未ヲ追書ニ詳記スヘク尙ホ成ルヘク假出獄前罰金ヲ完納セシムル様ニ注意スルコト
- ロ、二刑以上引續キ執行シテ其最後ノ刑ニ對シ假出獄ヲ上申スル場合ニハ前刑ノ執行指揮書及判決書ハ假出獄審査上又ハ刑期計算上重要ナル資料タルヘキモノナレハ必ス添附セラルヘキコト
- ハ、陸海軍監獄ヨリ轉送シタル受刑者ニ對シ假出獄ヲ上申スル場合ニ於テハ其刑執行ノ關係書類ヲ必ス添附セラルヘキコト
- 二、假出獄上申書附屬ノ身上票及行狀録ヲ作成スルニ方リ單ニ形式ニ流レ實質ヲ輕ル弊アリ右ニ精細ナル調査ニ基キ正確ナル事實ヲ記載スルコトヲ要ス
- 八、監獄法施行規則第七條ノ定期健康診斷ハ閉却セラル、ノ嫌ヒアリ之方勵行ヲ要ス
- 九、指定以外ノ藥劑、衛生材料並ニ醫療器具購入方申請ノ場合ハ左ノ點ニ付キ注意ヲ要ス
 - イ、品名殊ニ藥品名ヲ誤記スル向アリ正確ニ記載スルコト
 - ロ、初メテ購入セントスル藥品ニ付テハ特ニ使用ノ目的及理由ヲ詳記スルコト
 - ハ、醫療器具ニ付テハ細目ニ互リ使用ノ目的ヲ詳記シ尙ホ數量ヲ記載スルコト
- 十、作業新設申請書中施業ノ方法トシテ單ニ受買業又ハ官司業ト記載シ簡ニ過タルモノアリ右ハ施業ノ順序、手段、方法等詳細ニ記載シ一見製作品ノ何タルカ明瞭ナラシムル様記載スルコトヲ要ス

ナルニ往々外部ニ漏洩シ物議ヲ惹起スルコトアリ右ハ素ヨリ監獄ノミソ實ニ歸スヘカサルカ如シト雖モ凡ソ職務上ノ秘密ハ之ヲ嚴守スヘキ様細心ノ注意ヲ拂フコトヲ要ス

三、身分帳簿其他記録書類ノ調査檢閲漏洩ノ爲メ或ハ出監指揮書ヲ他ノ文書ト誤認シテ釋放ノ時機ヲ過リ或ハ放免層簿ノ記載ヲ看過シテ言渡刑中一部ノ執行ヲ遺脱シ或ハ勾引狀ヲ勾留狀ト速断シ執行方法ヲ誤ル等ノ失態ヲ離セシ事例今仍ホ夥ナカラス注意ヲ要ス

四、監獄ノ構造設備ニ存スル缺陷力往々逃走絶死等ノ事故ヲ誘發シ又ハ助成スル事例夥ナシトセテ而カモ著シキ缺陷アルチ知リツテ之ヲ看過シ其シキハ缺陷アル爲メ現ニ事故發生シ即時ニ之ヲ補正スヘキ必要アルニ拘ラス尙ホ怠慢ニ付シ數日サ出テテ同一事故ヲ再演セシメタルモノアリ如斯ハ監獄ノ威信ヲ害シ職務上最重大ナル過怠ニ屬スヘキヲ以テ苟モ檢束の施設ノ缺陷ハ速ニ之ヲ補正改修シ事故ヲ豫防スルノ注意アルヲ要ス

五、昨年中逃走事故ノ三分ノ二ハ分監及出張所ニ於テ發生シタルモノナリ是レ畢竟設備ニ於テ本監ニ劣ルモノアルニ因ルヘシト雖モ監督訓練ノ足ラサルニ職由スルモノ亦夥カラサルカ如シ宜シク其原因ヲ究メ善後ノ策ヲ講シ事故ヲ未前ニ防遏スル様注意スルヲ要ス

六、受刑者身上票ノ各事項ハ其變動ニ伴ヒ之ヲ訂正整理スヘキノ處假出獄上申書添附ノ身上票ニ依ルニ往々入監後ノ手入チ怠ルモノアルカ如シ身上票ハ受刑者ノ身上チ知ルニ唯一ノ書類ナルチ以テ常ニ事實ニ一致セシメ且ツ其記載ハ形式ニ失セサル様注意ヲ要ス

七、假出獄上申書作成方ニ關シテハ尙ホ不完全ナルモノノ夥ナカラサ

- ス、
 - 十一、物品ノ購入ニ付テハ之カ検査ハ最モ嚴重ナルヲ要スル所ナルニ拘ラス往々ニシテ之カ検査チ怠リ多額ノ物品購入ニ對シテモ尙検査員ノ任命ヲ省略スル向アリ爾今之カ検査ノ勵行ヲ期スルト同時ニ仕拂命令官ニ於テモ支出計算書ト關係書類トノ對查等ニ付テモ慎重ナル注意ヲ拂ヒ會計事務ノ確實ヲ期セラルヘシ
 - 十二、工場附屬物置其他ノ藏置場所ニ於テハ種々ノ犯行レ易キヲ以テ隨時現品ト帳簿トヲ對查スヘキハ勿論物品ノ搬出入等ニ付テモ之カ監視チ等附ニ附スルカ如キコトナキ様注意セラルヘシ
 - 十三、各種計算書、報告書等ヲ提出スル場合送付書ヲ附スルニ及ハサルニトハ曠ニ會計課長ヨリ遅滞アリタルニ拘ラス尙ホ之ヲ附スル向アリ注意ヲ要ス
 - 十四、監獄統計小票作成上左記事項ニ付キ注意ヲ要ス
 - イ、受刑者入監小票中罪名欄ニ併合罪ヲ記入スルニ當リ數箇ノ罪名ヲ記入スル向アリ右ハ處断罪名ノミ記入ノコト
 - ロ、家族欄ノ記入ニ關シテハ大正七年典獄會同ノ際注意スル所アリシニ拘ラス依然定式ニ反シ無用ノ記入ヲ爲スモノアリ右ハ規定ノ通り記入ノコト
 - ハ、教育欄中等トアルハ中學卒業程度ノ教育アルモノ、小學トアルハ尋常小學卒業程度ノ教育アルモノ、無教育トアルハ僅力ニ小學教育ノ一部ヲ受ケルモノヲ謂フ即チ中學ニ三年ニシテ中途退學シタハモノ、小學ニ、小學ニ三年ニシテ中途退學シタルモノハ無教育ニ記入スルカ如シ
- 十五、最近前科ノ執行監獄カ朝鮮總督府又ハ臺灣總督府管内ニシテ共通法施行以前ノ出獄ニ係ル者ニ付テハ受刑追加報告ニ據ラス新

ニ指紋原紙ヲ作成送付スルヲ要ス
 十六、引續キ執行スヘキ餘罪ニ對スル指紋原紙受刑追加報告ノモ
 ノアリ右ハ明確定時ニ於テ報告スルヲ要ス
 十七、指紋原紙受刑追加小票ニ記載スヘキ最近前科力指紋原紙取扱
 規程實施以前ニ於テ假出獄其他刑期終了前ニ出獄シタル者ニ係ル
 トキハ其旨小票ノ餘白ニ附記スルヲ要ス
 十八、指紋原紙作成表其他指紋ニ關スル語報告ハ取纏メ成ルヘク原
 紙ト共ニ發送スルヲ要ス

第拾回全國 弔追大法會

例年の通り築地本願寺にて

築地本願寺にては折柄典獄會議の開かるゝを卜し
 去五月七日午前十時三十分より於本堂左の次第の下
 に第拾回全國在監死亡者追弔法會を催したり

法會 次第

- 先 行事總 次 衆僧入道場
- 次 香取 次 樂
- 次 導師登壇 次 三奉請
- 次 念佛 次 阿彌陀經
- 次 念師 次 回向句
- 次 後唄 次 樂
- 次 導師降壇 次 衆僧退出
- 右 畢而 次 衆僧退出
- 弔 弔詞 燒 香

會 報

監獄協會總會

去五月六日午後一時より本會樓上に於て、折柄典獄會同の開かる
 ゝを幸ひ、本協會總會を開催す。朝來雨天なるにも拘らず、在京維
 持會員及各地方部代表者續々出席されたるは大いに感謝するところ
 なり。

定刻後鈴と共に北島主事司會の下に會は開かれ、先づ谷田會長の
 挨拶及會計報告あり。

「私は何時もの例に依りまして開會の挨拶に引續いて事務の報告を
 致すことに致します。で會計のことは印刷物に譲り、簡単に本會の
 仕事の模様を申上げることに致します。本會の組織は御承知の通り
 法人組織で、而かも財團法人の組織でございますから、法律の上か
 ら申せば會員と云ふのは少し筋違ひのやうにも聞えますが、従前
 からの仕來りに依りまして財團法人ではあります。會員を有つて居
 りまして、此點から申せば恰も社團法人の形になつて居るのであり
 ます。で吾々は常に會員の募集等にも努めて、成るべく本會の擴張
 を圖つて居るのであります。今日に至る迄は吾々の經營が
 舊套を脱せずして、單純の監獄官吏の機關に過ぎない有様であるの
 は洵に遺憾であります。のみならず會員も大多数は監獄關係の吏員
 であります。其以外の會員と申しては洵に少いのでございます。最
 近の調べに依りまするに我が監獄協會の會員は合計一萬九百三十六

香煙薫するところ莊嚴なる梵唄聲明の韻律裡に弔
 はるゝものと弔ふものと衆庶に佛のみに前額に額きて、
 大慈悲一味の法徳に回向せられたるんぬ。當日雨中を
 犯して集る人司法省高官始め内地、臺灣、朝鮮の各
 典獄、屬官、大谷派代表者、教誨師等なりき。終つ
 て一同自働車を驅つて精養軒の午餐會に赴く。

第三回 司獄官 追弔大法要

淺草木願寺に於て

淺草木願寺にては、去月九日午後二時より本堂に
 於て、前法主大谷光瑩師大導師となり、衆僧三十餘
 名列座し、第三回司獄官死亡者の追弔法要を左の次
 第を以て勤修せらる。

- 奏樂、衆僧出仕、法主出座、伽陀、法主登壇、阿彌陀經、散華、
- 念佛、和讃、回向、樂、法主退座、衆僧退出、弔詞燒香、式終

當日は司法省の谷田局長山岡、宮城、松井、辻の
 諸高官を始め内地臺灣、朝鮮の各典獄、築地本願寺
 輪番教誨師等多數參拜者ありき。

三時過式終りて阿部事務總長本願寺を代表し司法
 省高官並に各典獄を上野精養軒に招し晚餐を供せり

入て先づ一萬一千人と見れば宜しいのであります。之れを前年に比
 較しますと、五百人程増して居ります。此増加の原因は前年は看守
 の退職者が非常に澤山でございまして、それが爲に會員を失つたの
 でありまして、此九年度に於きましては時勢の變化と共に監獄の缺
 員を充實することを得、是と共に本會の會員も亦増加するご云ふ
 ことに相成つたのであります。會員の此變動に付て特に二回の總會以
 來起りました主なる事柄と致しましては、諸君も御案内の通り我
 が監獄協會の理事でございました鈴木信彌君が大正九年六月に逝く
 なりましたので、尙ほ十勝監獄の典獄の木島正三君も亦逝くなりま
 した。何れも吾々斯業界に取りましては著しい損失でございまして、
 我が協會は此兩君の長逝に付きましては相當の禮は致してあるのであ
 ります。一方に於きましては最近分監が本監に昇格せられまして、
 其結果典獄が新たに出来ましたのであります。是等の人が何れも
 本會の地方部長となられまして、本會の爲に愈々御盡力下さるご云
 ふことは本會の洵に喜ぶ所でありまして、其他會員、或は職員の時勤等
 に付きまして特に御報告致すことはございませぬ、事業のことに
 付きまして簡単に近況を申し上げますれば、我が協會の仕事は之迄通
 り第一は年々監獄官練習所を開始しまして、監獄官吏を養成する仕事
 でありまして、第二は毎月監獄協會雜誌を發行致しまして、監獄に關
 する知識の普及を圖るご云ふこと、第三の仕事としましては協會雜
 誌以外に監獄事業、若くは廣く防止事業に關する書物を出版して參
 考に供するご云ふこと、又終りの仕事と致しましては監獄官吏の中
 の退職した人、又死亡した人に對しまして一定の金額を給すること、
 大體の仕事は以上申述べましたる事柄であります。此四の部面に
 於きましては最近、即ち二回の總會を開きましたのは一昨年の十一

大正九年度收支決算書

科目	決算額	豫算額	差引
監獄協會收入	四,五五〇.〇〇	四,九〇〇.〇〇	三,七三三.五五
會費	一六,二七〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	一,三三三.〇〇
利息	三,七九三.〇〇	四,〇〇〇.〇〇	—
貸家料	一七,七〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇	六〇〇.〇〇
補助料	一〇,一〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
廣告料	一,一〇〇.〇〇	—	一,一〇〇.〇〇
雑收入	二,一八〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,一八〇.〇〇
支出之部	—	—	—
監獄協會諸費	四,七三三.五五	四,九〇〇.〇〇	一,一六六.四五
事務費	七,七〇六.九五	五,八八〇.〇〇	一,八二六.九五
職員俸給及手當	二,五五二.一〇	二,五二〇.〇〇	三二.一〇
職工及原稿料	三,四二二.九〇	三,〇〇〇.〇〇	四二二.九〇
職工及原稿料	一,〇〇〇.〇〇	五,〇〇〇.〇〇	—
報酬及慰勞金	八,二二〇.〇〇	六,〇〇〇.〇〇	二,二二〇.〇〇
速記料	五,〇〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	—
備品費	二,八三八.八五	一〇〇.〇〇	—
消耗品費	五,〇〇六.六五	二〇〇.〇〇	—
通信運搬費	一,九一〇.〇〇	一〇〇.〇〇	—
圖書印刷費	二,〇七三.三〇	一,〇〇〇.〇〇	—

説明書

一、實收額ノ決算増加セルハ利子ハ債券償還アリシ爲メ減少セシモ會費ノ收入増加シ書籍代ノ收入多キチテ機收入増加シ尙豫算外ニ廣告料ノ收入ト圖書ノ補助金アリタルニ由ル

一、支出額中増加セシ項目ニ就キ説明スレバ左ノ如シ

事務費中職員給料及手當ハ事務員壹人増員ヲ要セシト職工及原稿料ハ原稿料ノ多キニ由リ報酬及慰勞金ハ慰勞金ノ多キヲ要シ備品費ハ修繕物品ノ多キニ由リ圖書印刷費ハ勝友叢書ノ印刷ヲ要シタルニ由リ消耗品費ハ物價ノ騰貴ニ由リ通信運搬費ハ勝友叢書ノ發送及書信ノ發送多キニ由ル

雜費諸費ハ物價ノ騰貴ニ由ル。雜費前同斷

一、支出額中減少セシ項目ニ就キ説明スレハ左ノ如シ

事務費諸費ハ出張ノ少ナキニ由リ、速記料ハ速記者備入ノ少ナキニ由ル

科目	決算額	豫算額	差引
管會費	—	—	—
總會費	—	—	—
雜費	一三,五六六.三三	九,〇〇〇.〇〇	三,七六六.三三
贈與金	一,三九三.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	三九三.〇〇
圖書設備費	—	—	—
練習所諸費	一四,三七三.三三	一〇,〇〇〇.〇〇	四,三七三.三三
住宅建築修繕費	八,二二六.〇〇	九,〇〇〇.〇〇	—
理事會費	一,三三三.〇〇	一〇〇.〇〇	—
借入金利子	五,〇〇〇.〇〇	—	—
雜費	一,一八〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一八〇.〇〇

管會費ハ修繕箇所ノ少ナキニ由ル總會費ハ總會開會ノナキニ由ル贈與金ハ贈與人員ノ少ナキニ由ル、圖書設備費ハ圖書ノ購入ナキニ由ル

練習所諸費ハ諸品購入ノ少ナキニ由ル、住宅建築費ハ前同斷

理事會費ハ開會度數少ナキニ由ル

議事は時間の都合上省略、又プログラムに編入されたる鈴木輔成會長の演説は會長病復のため延期、十二日の會議に於てなされた

次に新歸朝の池田參事官の講演あり、氏は米國に於ける社會狀態、家庭及少年審判制度の實況等種々興味ある洋行土産談なりき。右講演速記は追掲載することせん。

これにて會を閉ち、一同に粗餐を饗す。因に當總會に於ては別段決議さるゝこともなく、又改正のことなし。

茶話會

去四月三十日午後二時より例月茶話會を開催、今回は文部省囑託星野辰男氏を聘して「活動寫眞の現在と其弊害及利用」につき二場の講演を請ひたり。こは最も新しく且興味ある問題なるを以て、出席者又多くを見たり。

氏は先活動寫眞の現状につき、主に東京を中心として、常設館の數、入場者の數、檢閲フィルムの収長を指示して現代人と活動寫眞とは離す可からざるものにして、これを見せぬやうにするなどは今更政策として適當ならず、よつて否々は當局者としてこれを如何に利用すべきかを苦心せり。殊に一般社會教育に利用するはもと

り、法律の施行、犯人の捜査、監獄内の教化用として盛に實用されることな説き、各方面に亘つて氏が多年の研究を披露さるゝことあり。講演後別室に於て少年犯罪者に因縁付きの映画「鐵の爪」(Crim's Claw)の實寫あり。成程子供でなくとも活動と云ふものはひとく面白きものなりと合點感せる人もありき。

當日出席者左の如し。

- 井上紋太郎、三木準一、高橋久喜、曾谷千枝、澤田響、小林喜重
- 那、渡邊貞、徳永憲淳、岡田貞、佐藤兼吉、新堀哲吾、扇谷興三、
- 關谷治作、小澤義親、竹鼻尙友、野中藤太郎、田島善吉、青山忠
- 一、小館房吉、松井鶴吉、上田茂登治、羽柴鶴之助、藤井憲照、
- 梅山昌三、瀬藤義三、西郷民吉、神田清光、根本顯太郎、安藤作
- 次郎、柴田吉藏、古矢嘉助、長山始、中村興四郎、眞野田謙太郎、
- 大塚定吉、押久保初吉、川茂魯然、齋藤涉、矣代兼之介、三井淳
- 意、藤原教圓、菅原清次郎、武田慧宏、重松指雪、藤木慶太郎、
- 勝水洋行、山下虎治、尾定弘、山田隆道、萩谷忠、鈴井正親、印
- 南金次郎、浦水玄痴、林原静二、和田岩雄、五島林太郎、河邊清然、多治比
- 宗興、大越重男、齋藤教二、和田岩雄、五島林太郎、安松實、末
- 光榮平、四宮仙太郎、土倉是空、高倉國正、秋庭正道、藤井藤藏、
- 土川種次郎、武田定賢、岡本隆成、塚崎直義、東京四監獄、横濱、
- 浦和、水戸、千葉の各典獄、兩監獄事務官、北島主事、谷田會長、

贈與金

本會々則第十一條第一項第五號に據り元大原監獄看守岩田惣一郎氏外廿五名に對し退職贈與金とし金七圓以下の金員を四月六日附を

以て元管轄典獄を経て夫々交付せり。次で同月廿八日には會期第一條第一項第三號乃至五號に據り九圓以下の金員を故長野監獄看守古畑長吉氏遺族古畑きく氏外四十三名に對し交付せり。

▼大邱監獄典獄李川正義氏は在職十年以上にて今回退職されしに因り本會内規に基き退職贈與金として金四十圓を交付せり。

叙任

叙勤七等 看守山村京一(廣島)△同本田善左衛門(宮崎)△同阪本三郎(三池)△同神宮常之助(長崎)△同中井松市(廣島)△看守長大橋彦太(千葉)

叙勤八等 看守長伊藤新三郎(福島)△同野村要太郎(福島)△看守齋藤左治馬(福島)△同津川安次郎(岡山)

叙從六位 監獄醫押田芳之助(大阪)△同石崎喜一郎(金澤)

敘正七位 看守長重松勲之助(熊本)

敘從七位 看守長坪野松爲三郎(福島)△典獄補山中儀三郎(名古屋)

敘正八位 看守長山岸治雄(旭川)

任看守長 佐賀監獄看守 白濱 佐一

給八級俸 佐賀監獄勤務ヲ命ス 看守長 膳所 石川 亥之松

任朝鮮總督府看守長 看守長(宮崎) 長谷場 芳介

任朝鮮總督府看守長 看守長(宮崎) 長谷場 芳介

月俸六十圓給與 西大門監獄勤務ヲ命ス



編輯室より

◇司法省に最高秘密會議あり、郵を讚嘆せり。

便局、税、市役所、府廳と不正醜行は蜂の巢を突つきたるが如し。悲むこゝにのみ浮身をやつしては平沼總長なられど「近時公務員並に公私社團の經營又は監理に任ずる者誠汚濁職の醜行相踵て暴露し風紀の頹廢尤も甚しきをみるは、寔に國家の不祥事にして深愴に堪へざる所なり。」

◇夜中通行すれば怪漢現はれて兇刃をさし突け、或は所持品を強奪さる。百鬼夜行は實に今日の世相を云ふなり。

◇しかれども一步この俗塵の巷より出づれば、そこには綠草萌え、青葉繁り、清淨と歡喜そのもの、世界は現出せり。そこに、人も牛も馬も鳥も虫も無心に遊離して、めぐまれたる法悦境に光榮と歡喜さやらの洩しませう。K生

◇われは從に世の腐敗を慨きならない。眞暗き奈落の上には花やかに明るき舞臺あるを記せよ。汚穢不淨なる濁水そのものは即ち無垢清淨の金明水そのものなり。

◇只今編輯部の文庫には原稿甚だ拂底せり、名論卓説可なり、興味多き文章可なり、政論時評亦可なり、打見渡すところ多士儕々の獄界、口も八丁手も八丁の御手のうち、を常世風にプロバガンダつて下さるば、定めて並居る大々名も「よーよー」と叫ぶ口の下から「いで某ち手のうち見せん」と罷出づる譯、かうなれば黒幕の策士が會心の笑めぐまれたる法悦境に光榮と歡喜さやらの洩しませう。K生

看守長兼司法技師(名古屋) 宮下 信

長野監獄松本分監勤務ヲ命ス 看守長(長野) 鈴木 興一

名古屋監獄勤務ヲ命ス 看守長(名古屋) 會田 徳次郎

兼任司法技師 膳所監獄看守 中山 勤左衛門

任看守長 膳所監獄勤務ヲ命ス 松江監獄看守 山根 金一郎

任看守長 膳所監獄勤務ヲ命ス 松江監獄勤務ヲ命ス 看守長(名古屋) 山中 儀三郎

給七級俸 名古屋監獄勤務ヲ命ス 監獄局雇 山本 銚吉

給九級俸 福井監獄勤務ヲ命ス 依願免本官 典獄補(名古屋) 山中 儀三郎

任看守長 長崎監獄看守 荒木 義夫

月俸六十三圓給與 長崎監獄勤務ヲ命ス 任看守長 佐賀監獄看守 大曲 利八

任看守長 宮崎監獄勤務ヲ命ス 任看守長 佐賀監獄看守 幸田 初太郎

給八級俸 富山監獄勤務ヲ命ス 月俸五十三圓給與 小倉監獄勤務ヲ命ス 福岡監獄看守 宮本 秀夫

任看守長 小倉監獄勤務ヲ命ス 富山監獄看守 前坂 源三郎

任看守長 富山監獄勤務ヲ命ス 月俸五十三圓給與 富山監獄勤務ヲ命ス 富山監獄看守 北野 竹太郎

給九級俸 富山監獄勤務ヲ命ス 任看守長 富山監獄看守 北野 竹太郎

長野監獄勤務ヲ命ス 依願免本官 教諭師(甲府) 日下 智性

給七級俸 依願免本官 教諭師(長野) 鶴見 案空

定價表	冊(稅)共		冊(稅)共		冊(稅)共	
	冊	稅	冊	稅	冊	稅
一	金	貳	金	壹圓	金	貳拾
六	金	壹圓	金	貳圓	金	貳拾
十二	金	貳圓	金	四圓	金	四拾
廣 告	金	壹	金	五	金	壹
料	金	四	金	拾	金	拾
告	金	三	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金	拾	金	拾	金	拾
料	金	拾	金	拾	金	拾
告	金	拾	金	拾	金	拾
廣	金					

日本政法新誌

第十八卷 第五號

—(第九百二十二號)—

論說

詐害行為廢罷訴權ニ就テ……………法學博士 橫田 秀雄
 罰則ヲ附シタル法令……………法學士 金森德次郎
 口供ニヨル證據ヲ論ス……………ドクトルザユリス 梅原錦三郎
 虛偽ノ意思表示ト所謂第三者ノ意義……………辯護士 花村 四郎

社會問題ノ意義ヲ闡明シテ現代社會思潮……………辯護士 向井 行章
 ヲ紹介ス……………經濟學士 加藤 行吉
 訴訟上ノ和解ヲ論ス……………辯護士 泉二 新熊

講演

違法性ニ因果關係……………法學博士 泉二 新熊

海外近況

○英米の交情 ○Lancashire の放火事件 ○獨逸の飛行計畫 ○獨逸戰前
 の借錢 ○獨逸の染料 ○Opophone……………門 外 漢

國家試驗模範答案

判檢事登用試驗民法答案……………及第者 森本富士雄
 辯護士試驗民法答案……………及第者 大野 正直
 判檢事登用試驗民事訴訟法答案……………及第者 小町 愈一
 判檢事登用試驗民事訴訟法答案……………及第者 角田俊次郎
 漫錄(温故叢談) 栽培經濟論……………藤郎生(判檢事登用試驗日割) 辯護士
 雜錄(○行政訴訟激減 ○民衆課税の調査 ○判檢事登用試驗日割) 辯護士
 日本大事(○藝術大學の創設 ○美學科學則 ○大學模範科入學志願者選拔試驗問題 ○兒童捐
 雜(○藝術大學の創設 ○美學科學則 ○大學模範科入學志願者選拔試驗問題 ○兒童捐
 日本大事(○藝術大學の創設 ○美學科學則 ○大學模範科入學志願者選拔試驗問題 ○兒童捐
 雜(○藝術大學の創設 ○美學科學則 ○大學模範科入學志願者選拔試驗問題 ○兒童捐

日本大學內

日本政法學會發行

(定價一冊四拾錢郵稅金壹錢五厘)

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可